

第5回軽米町議会定例会平成27年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会

平成27年12月14日(月)

午前10時00分 開会

議事日程

- 議案第 1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例
- 議案第 2号 軽米町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 議案第 3号 軽米町暴力団排除条例
- 議案第 4号 軽米町農業委員会の委員等の定数に関する条例
- 議案第 5号 平成27年度軽米町一般会計補正予算(第5号)
- 議案第 6号 平成27年度軽米町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 7号 平成27年度軽米町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 8号 平成27年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 9号 平成27年度軽米町水道事業会計補正予算(第1号)

○出席委員（13名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
3番	田村せつ君	4番	川原木芳蔵君
5番	上山勝志君	6番	舘坂久人君
7番	茶屋隆君	8番	大村税君
9番	松浦満雄君	10番	本田秀一君
11番	細谷地多門君	12番	古舘機智男君
13番	山本幸男君		

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本賢一君
副町	長	藤川敏彦君
教育	長	菅波俊美君
総務課	長	日山充君
税務会計課	長	山田元君
町民生活課	長	中野武美君
健康福祉課	長	川原木純二君
産業振興課	長	高田和己君
地域整備課	長	新井田一徳君
教育次	長	佐々木久君
農業委員会	会長	日山一夫君
監査委員		瀧澤英敬君
農業委員会事務局	長	高田和己君
選挙管理委員会事務局	長	日山充君
健康ふれあいセンター	所長	川原木純二君
水道事業	所長	新井田一徳君
再生可能エネルギー推進室	長	平俊彦君
税務会計課担当主幹		於本一則君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	佐藤暢芳君
議会事務局	主査	鶴飼義信君

◎開会及び開議の宣告

○委員長（本田秀一君） では、定刻ですので、ただいまから平成27年度軽米町一般会計補正予算案等審査特別委員会を開会いたします。

この委員会は、本日から15日までの2日間の予定です。皆さんの慎重なる審議をお願いいたします。

ただいまの出席委員は13人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

（午前10時00分）

○委員長（本田秀一君） 本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第9号までの9件です。

本日の議案審議の進め方についてお諮りいたします。議案第1号から議案第9号まで議案1件ごとに審議し、審議終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後、討論、採決することにいたしたいと思っております。

このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「委員長、あります」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 異議ではありませんけれども、1つは北部環境組合の関係で、12日付の日報で、年度前は自然消滅というか、なくなったけれども、その前にとこのか、合意が調わなかったというような、3月いっぱいまでかかるというような報道がされていますけれども、その理由として何か関係3自治体の全体の合意が得られなかったみたいなこと書いてありますので、そのことについての、開会前でも開会後でもいいのですけれども、説明お願いしたいというのが1つと。

それから、いつもですけれども、今の議会に教育委員会の事務管理及び執行についての評価報告書というのが、義務づけられたものが提出されていますけれども、それをどこの順番でもいいのですけれども、やっぱりきちんと説明していただきたいということの2つの点です。

あとは委員長が提案されたような方法で進めていってもいいのですけれども、要望です。

○委員長（本田秀一君） 冒頭で、今……

○12番（古舘機智男君） 冒頭でもいいですし、それは委員長にお任せしますけれども。

○委員長（本田秀一君） 山本町長。

○町長（山本賢一君） 北部環境組合のことにしましては、大筋は九戸村長が議会答弁されたような流れでございますけれども、細かいいきさつにしましては私ももう

少し整理して、まとめてあしたのまた開始前にお話ししたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） それで結構ですけれども、何か提案、議案が少ないので、きょうじゅうに終わるのではないかという意見もありますので、そういう進行状況を見ながら、例えば午後からでもということも含めてお願いします。

○委員長（本田秀一君） できればきょうじゅうということでもいいですか。

○12番（古舘機智男君） はい。

○委員長（本田秀一君） それでは、再開いたしたいと思います。

◎議案第1号の審査

○委員長（本田秀一君） 議案第1号を議題といたします。軽米町税条例等の一部を改正する条例。

提案理由の説明、また再度しますか、いいですか。

○12番（古舘機智男君） 本会議場では、この前は全体的に詳しくなかったものですから、やっぱりきちんと説明していただきたいと思います。全部の議案。

○委員長（本田秀一君） 税務会計課長、山田元君。

○税務会計課長（山田 元君） 主なところですよ。条文どおり全部やりますか。

○12番（古舘機智男君） 条文どおりという意味ではない、わかるように説明してもらえば。

○税務会計課長（山田 元君） 議案第1号についてご説明させていただきたいと思えます。

今回の部分は、徴収金の分割納付等の方法、徴収猶予の申請手続等、換価の猶予の手続と、その他所要の整備をしようとするものでございます。

改正の内容につきましては、具体的に申し上げますと、条文の第8条ということになりますと、徴収の猶予をする場合、または徴収の猶予をした期間を延長する場合における当該徴収猶予に係る地方団体の徴収金を分割して納付し、または納入する方法について定めることというようなことになってございます。具体的には新旧対照表でちょっとごらんになっていただきたいと思います。これは地方税法の改正に伴って、それぞれ所要の改正をしようとするものです。例えば第8条の上に徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付、または分割納入の方法について定めるものと、それから第9条については徴収猶予の申請手続等に係るものです。

それから、3ページのところに行きますと、10条は職権に係る換価の猶予の手続等に係るものです。それから、次のページの11条になると、申請による換価の猶予の申請手続ということになってございます。それから、12条は担保を徴する

必要がない場合というものになってございます。それから、公示送達の一部が第19条と。これもいずれにしましても地方税法が改正になって、それに伴う所要の整備でございます。

それから、議案第2号の通称マイナンバーと言われるものでございますが、それについては今の2月から始まる所得税、町民税の申告については、マイナンバーは記入は不要でございます。実質再来年といいますか、来年度の申告の部分から必要になってくるものでございます。

以上、簡単に説明させていただきました。

○委員長（本田秀一君） 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ありませんか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） マイナンバーについて平成28年からという。その後ですけれども、マイナンバー関係と猶予の関係のやつがちょっと、簡単に言えば、私も条文そのものなんか、すごく法律用語になっていてよくわからない部分がありますけれども、住民にとって例えば猶予の制度が緩和されて納税者にとってはどういう影響があるのかという、そういう立場から説明していただければわかりやすいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（本田秀一君） 税務会計課長、山田元君。

○税務会計課長（山田 元君） 住民側にとっては、実質徴収猶予というのは滞納になった場合を徴収猶予と、どうするかという部分でございますが、それについて規定になったものでございます。ただ、具体的には徴収猶予は申請に基づいて実質やるわけですが、徴収猶予に係る徴収金の納付は財産状況その他の状況から見て合理的かつ妥当なものと、分割して納付させるというようなことになってございます。

それから、換価の猶予というのは、実質差し押さえをするという部分になったときに、通常はそうして滞納処分をして、現金にかえて、現金類から財産の換価の差し押さえをして徴収するわけですが、それについても1年以内とか、あとは誠実な納付が見込まれる場合については滞納処分というか、差し押さえを猶予するというようなことになってございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 関連でお聞きしたいのですが、例えば税金が滞納されて、その人に財産があったとしても納めていない人という形があった場合の、その対応策の中で差し押さえとかいろんなのがありますが、債権を譲渡する、農協なんかの場合だったらそういう債権を管理会社、整理会社みたいなのに譲渡する場合もあるのですが、行政の側ではそういう形の手続ということは、そういう話を聞いたことあるのですけれども、やっているという実績がありますか。債権

を実際整理会社に売るといふ形といふのは、それによつてそういう方法といふのはとられたことがありますか。

○委員長（本田秀一君） 税務会計課長、山田元君。

○税務会計課長（山田 元君） そういうことは、実質私が担当している場面については記憶にございません。

○12番（古舘機智男君） それから、私わからないのですけれども、やることができるのですか、自治体が。一般的にはできるのだけれども、実施できるかどうかという、債権譲渡、売ってしまうという。

○税務会計課長（山田 元君） それについてはちょっと私勉強不足かもしれませんが、実質納税といふのは当事者本人からいただくといふのが基本ですので、その辺の条例とか規則等きちんと見ていませんが、本人にそういう意思があるといふのであれば……

○12番（古舘機智男君） 本人の意思……

○税務会計課長（山田 元君） ああ、そうですか。そういうのではなく……

○12番（古舘機智男君） 町が持っている権利を売るといふ、そういうことができるかという。

○税務会計課長（山田 元君） それによつて最初町税取るといふのは、ちょっと実質してはいないのですけれども、それについてはちょっと勉強させていただかないと、そういうことは……基本的にはそういうことといふよりは、本人の財産の調査とか、そういうものについて滞納処分するといふのが基本だと思つております。よろしいですか。

○12番（古舘機智男君） はい、いいです。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 8条の2項、最後のほうに納入金額を変更することができるとなっておりますが、猶予とか分割とかつて納税者にさまざまな便宜が図られることはわかるのですが、納入金額の変更をすることができるといふことは、まけることも、減額とかといふふうなことを意味するのかな、ここは。最後だ。

○委員長（本田秀一君） 税務会計課長、山田元君。

○税務会計課長（山田 元君） 基本的には納入金額等あるわけですが、それは約束したときの分割納付の金額等を変更することができるといふことで、税金のほうにはまけるという部分には、そういう用語はないといふふうにご考慮をさせていただきます。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」といふ者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、議案第1号を終わりたいと思つます。

◎議案第2号の審査

○委員長（本田秀一君）　続きますして、議案第2号　軽米町個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例について、総務課長、日山充君。

○総務課長（日山　充君）　議案第2号についてご説明申し上げます。主な概要につきましては本会議の場でご説明したところですが、議案第2号、条文に沿ってご説明したいと思います。

第1条につきましては、番号利用法に係る情報提供に関する必要な事項を定めるものという趣旨を定めてございます。

第2条は、定義として今回の条例に出ているそれぞれの用語の意味を説明してございます。

第3条は、町の責務として適切に利用するのだということで、地域の特性に応じた施策を実施するものという町の責務について定めております。

次に、第4条については個人番号の利用の範囲ということで、別表第1等に掲げている情報についてを規定しようとするものでございますし、第5条につきましては他の行政機関ということで、本町の場合は教育委員会に情報提供する場合の規定を定めたものでございます。

それで、別表第1はそれぞれ規則で定めるものという規定になってございますので、具体的に規則でどういうふうなことを定めようとしているのかをお知らせしたいと思います。別表第1の1項目でございます。地方税に関する情報でございますが、利用する事務のほうでございますが、町税の標準課税の更正もしくは決定、税額の更正もしくは決定、納税の告知、督促、滞納処分、その他の町民税の賦課徴収に関する事務または町民税に関する調査に関する事務として使うものでございます。

それから、右側のほうの欄の特定個人情報として提供を受けるものでございますが、1つ目が納税義務者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報、2つ目が納税義務者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収または同条2項の保険料の賦課に関する条項でございますが、これは後期高齢者医療に関する事項でございます。

3つ目としましては、介護保険法第129条第1項の保険料の徴収または保険料の賦課に関する情報ということになります。

第2項めの情報でございますが、国民健康保険法による被保険者証または被保険者資格証明書に関する情報に係る事務でございます。提供を受ける事務に関しては、被保険者に係る町税のうちの国民健康保険税に関する条項としようとするものでございます。

それから、3つ目の項目でございますが、これは災害対策基本法の規定による被

災者台帳の作成に関する事務として、提供を受ける事務に関しましては町税のうちの固定資産税に関する情報の提供を受けようとするものでございます。

それから、別表の第2の関係でございますが、これは学校保健安全法第24条の援助の対象となるものの認定に関する事務として、第2条に定める感染性疾病等が学校において治療の指示を受けたときなどに保護者が生活保護法の要保護者または要保護者に準ずる程度の困窮度者に援助をする事務でございます。提供する事務に関しましては、1番のほうは町民税に関する情報でございますし、2番は世帯主に関する事項についての情報の提供を受けることができるものでございます。

説明については以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ありませんか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） たびたび勉強不足で済みません。1つは、新聞紙上で、今通知をして受け取って、受け取れない、渡せない人というのが報道されていますけれども、軽米町の場合は早くというか、きちんと届けられなかった人はどのくらいの人数になっているのか。

○委員長（本田秀一君） 中野町民生活課長。

○町民生活課長（中野武美君） 通知カードの送付につきましては、軽米町では3,817世帯分ありましたけれども、そのうち返戻されたものが183通なのですけれども、183世帯分が返戻されております。その中で12月11日現在で配布が75世帯分ということになっております。

〔「何が」と言う者あり〕

○町民生活課長（中野武美君） 返戻された部分について配布した枚数が75世帯分になっております。それから、残っているものが108世帯分になります。通常であれば、日中ということなのですけれども、12月20日と1月の2回にわたって日曜日の配布も予定しているところでございます。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。

○12番（古舘機智男君） まず、いいです。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。なければ終わりますが、第2号。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、議案第2号を終わります。

◎議案第3号の審査

○委員長（本田秀一君） 議案第3号を議題といたします。

軽米町暴力団排除条例について、町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） それでは、議案第3号について提案理由を申し上げます。

本会議で説明したときと同じような形になるかと思うのですが、またご説明したいと思います。

暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項、必要な規制等を定めることにより暴力団排除を推進し、もって町民生活の安全と平穩の確保及び町民経済の健全な発展に寄与しようとするものであります。

全国的な暴力団排除の機運の高まりを受け、全国の自治体で暴力団排除条例の制定が進むとともに、岩手県におきましても平成23年3月に岩手県暴力団排除条例が制定され、また平成27年11月時点では、県内の市町村中26市町村が条例を制定しているところでございます。

制定の内容でございますが、第1条はこの条例の目的を定めるものでございます。

第2条は、この条例の用語を定義するものでございます。

第3条は、暴力団排除に係る基本理念を定めるものでございます。

第4条は、暴力団排除に関する施策について町の責務を定めるものでございます。

第5条は、基本理念に基づく町民等の責務を定めるものでございます。

第6条及び第7条は、暴力団排除にかかわる町の事務における必要な措置を定めるものでございます。

第8条は、公の施設における暴力団排除を定めるものでございます。

第9条は、暴力団にかかわる利益付与処分に関する措置について定めるものでございます。

第10条は、暴力団に対する町の財産の貸し付け等の禁止を定めるものでございます。

第11条は、基本理念に基づき暴力団排除に取り組むことができるよう、町民等に対する支援について定めるものでございます。

第12条は、県が実施する暴力団排除施策について必要な協力を行う旨を定めるものでございます。

第13条は、暴力団排除に関する知識の普及啓発を行う旨を定めるものでございます。

第14条は、地域、学校、職域等において指導、助言等の適切な措置を講ずるよう努める旨を定めるものでございます。

第15条は、その他必要な事項は町長が別に定めるものでございます。

附則で、この条例の施行日を平成28年1月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（本田秀一君） 説明が終わりました。質疑に入ります。

中村委員。

○2番（中村正志君） 先ほど聞き逃したかと思うのですが、いずれこの条例の制定に関して岩手県で制定がいつというようにならちょっとお話もありましたけれども、私も最近の新聞見ていると、各市町村等でもこの条例を議会で制定しているなどというようなことを感じていましたけれども、この背景ですか、全国市町村で制定するための背景をもう少し詳しく。法律が定まったからやるということではないようなので、その辺がなぜ今なのかということをよく理解できないので、よろしく願いします。

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時26分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 岩手県の暴力団排除条例は、平成23年3月に制定と伺っているところでございます。岩手県暴力団排除条例は県内の事業者等に等しく適用となるものでございますが、独立した自治体、市町村の事務に関しては県条例で規定を置くことはできないことになっているところでございます。そのことから、町の事務事業からの暴力団の排除等を町の条例で規定しようとするものでございます。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） ですから、軽米町に限らず、ほかの市町村でも今これをつくるのかなという、ちょっとその辺のところ、なぜ今これをつくろうとしているのかがまいち。岩手県では平成23年ということで、それからもう4年もたっていると思うのです。その4年間で何かがあったからやろうとしているのかなという。

○委員長（本田秀一君） 中野町民生活課長。

○町民生活課長（中野武美君） 中村委員の質問にお答えします。

暴力団のほうは軽米町にはないということで、県のほうから軽米町はどうですかとある程度情報を得ているところですが、軽米町では暴力団の表立っての活動は見受けられないところではありますが、暴力団組織が背景と思われる振り込め詐欺や架空請求などが年々巧みに行われ、多種多様化しているところでございます。県内においても東日本大震災復興事業等が盛んに行われているところでございますが、暴力団は災害関連事業にも入り込んでいるところでございます。また、2016年、希望郷いわて国体・いわて大会が来年度開催されることになっており、安全で安心な町づくりをより一層推進するために制定しようとするものでございます。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 多分全国的に暴力団の事件等が多発しているとともに、岩手県で

今集中的に制定しているということは、最後にお話しした来年度のいわて国体を想定した上でということが一番大きなことなのかなというふうに理解しましたけれども、それでよろしいでしょうか。

あともう一つ、それはそれとして特にいいですけども、条例の中で定義の第2条で、細かいことですけども、第2条の(6)ですけども、青少年、18歳未満の者をいうというふうに定義づけられていますけれども、一般的に18歳未満といえば少年というのではないかなと。青少年といえば、私もずっと社会教育をやってきた中では、おおむね25歳までを青少年というというふうに社会教育的にはいつているのですけれども、18歳未満といえば普通少年ではないかなというふうに感じたのですけれども、この辺はいかがなのでしょう。ほかでも全部そうなのかどうか。

○委員長（本田秀一君） 中野町民生活課長。

○町民生活課長（中野武美君） 第2条の(6)に青少年、18歳未満の者ということになっております。これにつきましては、近隣の市町村の条例の内容等を参考にして記載したところでございますが……

○2番（中村正志君） 資料がなければ、後でちょっと確認してもいいし。

○町民生活課長（中野武美君） ちょっと県のほうの暴力団条例とか、再度確認してみたいと思います。

○委員長（本田秀一君） もう一点、来年いわて国体を想定しての制定ということであれば。それはそれでいいです。お知らせください。

○町民生活課長（中野武美君） この条例につきましては、平成27年4月1日現在でありますと県内の18市町村が制定しているところで、来年度いわて国体が行われるという形で、今全市町村で条例を制定するような形です。警察からも言われているところでございます。

○委員長（本田秀一君） いいですか。

○2番（中村正志君） はい、いいです。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） その第2条の(3)の暴力団員の定義というか、規定について自分自身で見ればよかったですけれども、法第2条第6号に規定する暴力団員というのが、先ほど軽米町には暴力団はないということですけども、団員とかという形になるのか、どういう規定になるのか、八戸市とか、沿岸のほうにはやっぱり古くからの暴力団というか、あるみたいですけども、この辺の周辺の暴力団の配置図みたいな、配置状況みたいなものがどうなっているのか。軽米町の周囲の関係、よく周辺にはそういうのがあるらしいとかなんとかって聞きますけれども、

そういうものの状況がわかりましたら教えてください。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 岩手県の暴力団の数になりますけれども、岩手県の資料しか調べなかったのですけれども、盛岡市が6団体、花巻市が1団体、北上市が1団体、奥州市が1団体、一関市が2団体、あと宮古市が1団体、久慈市が1団体で、組員が13団体で330名と把握しているということでございます。

○委員長（本田秀一君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） そういう意味では、軽米町は県境に面していますし、大きいのは八戸市が近くですから、久慈市もあるでしょうけれども、県境に際していますから、県内のほうではなくて近接する、隣接する県の状況なんかもやっぱりわかっていることが必要ではないかなというのと同時に、先ほど言った法第2条6号の規定というのはどういう形になっているのか説明してください。

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時36分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

中野町民生活課長。

○町民生活課長（中野武美君） 法第2条第6号に規定する暴力団員ということになりますけれども、国の法律は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律ということになっております。その中の定義の2条の6ということで、暴力団員、暴力団の構成員をいうということになっております。

○委員長（本田秀一君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 暴力団員の定義はわかったのですけれども、暴力団の定義というのがあると思うのですけれども、それはまた私も自分で調べますけれども、そういう団体が県内にも結構いる、多分隣接する八戸市等々もいると思うのですけれども、やっぱり近隣のそういう状況みたいなのは警察の仕事かもしれませんが、この条例を制定するという意味は、そういう状況も自治体としても把握しておくということが求められている中での条例だと思います。

それから、暴力団が直接ここの町にいらなくても、大抵は縄張りというのはあるらしいのですけれども、軽米町は何組の縄張りで、例えばいろんなお祭りの、今は排除されてはいるかもしれませんが、露天商なんかも含めてそういう縄張りがきちんとなっているようです。そういう意味でのことも、一応頭に常識として、自治体のほうでもこの条例を制定される以上はきちんと捉えておく必要があると思いますので、そういう姿勢を要望しておきたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（中野武美君） 暴力団のほうということで、そのような感じで私どももやりたいと思います。露天商ということがちょっとありましたのですけれども、露天商につきましては警察のほうから許可が出て出店しているということで、暴力団員ではないということで許可をしているところでございます。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、議案第3号を終わりたいと思います。

◎議案第4号の審査

○委員長（本田秀一君） 続きまして、議案第4号 軽米町農業委員会の委員等の定数に関する条例を議題といたします。

農業委員会事務局長、高田和己君。

○農業委員会事務局長（高田和己君） それでは、議案第4号について補足説明をします。お手元のほうに、ここが変わる農業委員会、農地制度というパンフレットと、パンフレットの中には来年4月1日に該当する市町村の農業委員会の情報交換会がありましたけれども、そのときに県の農業振興課で配布になった資料でございます。次が、また案の段階ですけれども、様式第1号、軽米町農業委員会委員候補者推薦書、様式第2号は軽米町農業委員会候補者応募書、様式第1号、軽米町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者推薦書、4ページ目になりますけれども、軽米町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者応募書と。これは申しわけございません、今のところ案になります。正式に決まったものでございませぬので、案のところだけをきょうの資料として提出します。

3部目なのですけれども、来年1月号の広報かるまいに農業委員会法が改正になりましたよというお知らせを載せさせていただいておりました。その内容ですけれども、（1）としましては農地利用最適化推進委員について、2枚目は農業委員の選出方法が変わりますよということで、町民の皆様方に農業委員会、広報かるまいの中で載せる予定となっております。なお、定数につきましてはまだ定まっておられませんので、斜線で、斜めがけで示しております。

それでは、議案のほうに戻らせていただきます。農業委員会法の改正につきましては、9月定例議会の全員協議会において資料により概略を説明しておりましたが、今定例議会において条例案を提出しておりますので、時間をいただき、補足説明をいたします。

最初に、全国農業会議所で発行しておりますお手元のパンフレットをお開きください。それになります。重要なところがこの①と②と③ありますので、読み上げ

てご説明申し上げます。このパンフレットを開いて、変わる①とありますけれども、農業委員会の役割が農地等の利用の最適化の推進として強化されます。全農地に対する担い手が利用する農地面積の割合を現状の5割から8割に拡大することを政府が目的に掲げる中で、これを達成するために、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の義務業務として位置づけられました。これまで農業委員会は農地法に基づく許認可事務のほかに、農地利用の確保、農地の効率利用の事務については「行うことができる」と定められていました。今回の法改正によって、これらの事務は農地等の利用の最適化の推進の事務として、当然に「行う」ことが定められました。農業委員会は、許認可だけではなく担い手への集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいくべきことが制度的に強固に位置づけられました。下に図がありますけれども、参考にしてください。

続きまして、変わる②とありますけれども、農地利用最適化推進委員が設置されますということで、1としまして、農業委員会は農業委員とともに地域で活動する推進委員を委嘱します。農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱します。ただし、既に農地利用の効率化、高度化が相当程度進んでいるなど政令で定める基準に該当する場合は除きます。農業委員会は、区域ごとに農業者等から推進委員の候補者の推薦を求め、希望者を募集し、その結果を公表、尊重します。

2としまして、推進委員は委員会の総会、部会に出席し、意見を述べることができます。農業委員会の総会には、推進委員に対して担当地域における活動の報告を求めることができ、推進委員も総会、軽米町には部会がないのですけれども、総会に出席して意見を述べることができます。農地等の利用の最適化を進めるためには、農業委員と推進委員が一体的に連携し合って取り組むことが欠かせません。

次のページ、③になります。農業委員の選出方法が変わりますということで、右の図を見ながらお聞きください。1としまして、公選制から地域推薦、公募にということです。農業委員の選出方法は、公職選挙法に基づくものから市町村長が議会の同意を得て任命する方法になります。市町村長は、任命に当たってあらかじめ地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求め、公募も行います。推薦と公募の結果は公表が義務づけられ、市町村長にはこれを尊重することが求められています。右の図のことで。

2番ですけれども、認定農業者を過半に、利害関係者以外も登用をということで、区域内に認定農業者が少ない場合などを除いて、農業委員の過半は認定農業者であることが求められています。

それから、3番です。女性や青年の登用促進をということで、農業委員の年齢、

性別等に著しい偏りが生じないように配慮することが求められています。このため、女性や青年の登用に向けた機運を高めることが急務となります。

あと、④、⑤、それから裏のほう、⑥、⑦につきましては後でござらんください。

それで、今回提出しました委員の定数12名と、それから農地利用最適化推進委員の定数6名についての定数の根拠についてご説明申し上げます。現在の農業委員は18名です。内訳は公選が13名、推薦がJAが1名、共済が1名、土地改良区が1名、議会推薦が2名となっております。新制度の農業委員定数の上限は、軽米町の場合は19名となります。農地利用最適化推進委員の定数の上限は34名となります。制度移行の基本的な考え方としましては、農業委員は現定数の半分程度、農地利用最適化推進委員は地域の実情を踏まえた定数となります。農業委員制度の改正につきましては、現農業委員の皆様からの意見等を基本路線として、改正要綱等に沿った現実的な数字についてご協議いただきました。現在軽米町農業委員会では、町内を12地区として各農業委員がそれぞれ担当しております。現在の18名の半数ですと9人になるわけですが、今回改正の主目的であります農地利用の最適化を推進するためには、現在担当している地区を大きくすることにより農地状況、営農状況の把握ができにくくなるのではないかと、また農業委員個々の負担もふえるということです。より多くの意見を総会において反映させるため、現在の状況も鑑み、農業委員を現在の地区割りを基本とし、12名とし、農地利用最適化推進委員は軽米地区、晴山地区、小軽米地区それぞれ2名、合計6名とし、農業委員とともにそれぞれの地区に入って活動していただき、農業者と農地等の利用の最適化を推進していただきたいと考え、今回農業委員12名、農地利用最適化推進委員6名の条例提案となりました。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ありませんか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 条例と同時に、選任に関する規則とかそういうのが、規則についても提出というか、皆さんに資料提出されているのでしたっけ。していないですよ。それを説明というか、出していただきたい。

○委員長（本田秀一君） 高田和己君。

○農業委員会事務局長（高田和己君） 条例が可決にならないと規則等も正式には決められません。案としては持っております。ただ、今の段階は案の段階ですので、皆様のほうにご提示はしていませんけれども、規則としましてこの条例に沿った、パンフレットに書いてあります具体的な方法等について記述した……農業委員会の委員の選任に関する規則とありますけれども、この規則の中の最後のほうに様式があります。これがお手元に配布、まだ正式に決まっていますが、農業委員の候補者

の推薦書、それから応募書になります。それと様式1号、軽米町農業委員会委員候補者推薦書のほうですけれども、被推薦者の氏名、住所、認定農業者の有無、経歴、農業経営の状況、推薦の理由、それから3番目が推薦者の概要ということで、個人なのか団体なのか、摘要を書くわけです。下に軽米町農業委員に選任する場合は同意することを承諾しますと。今のところはこのように考えています。1枚目は推薦書、2枚目は自分で応募する場合の軽米町農業委員会委員候補者応募書になります。これには氏名、認定農業者の有無、経歴、農業経営状況、応募理由、摘要、最後には同意書の承諾欄があります。今のところ考えている選任に関する規則としましては、様式の2枚でほとんど網羅されるのかなと思っておりました。

続きまして、農地利用最適化推進委員の選任に関する規則も案としては持っています。お手元の3枚目、4枚目なのですが、宛先が軽米町農業委員会の会長宛てになります。被推薦者が推薦される人の氏名、住所、地区名、それから経歴、農業経営の状況、推薦の理由、推薦者の概要、個人なのか団体なのか、委嘱された場合には同意の承諾書になります。2枚目は自分で応募する場合の軽米町農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者応募書になります。自分の氏名、地区名、経歴、農業経営状況、応募理由、摘要、最後のほうは承諾書になります。今のところはまだ条例が決まっていないので、正式に決められませんけれども、案としては農業委員の選任のほうは推薦の場合と自薦の場合、それと農地利用最適化推進委員の推薦の場合と自分で応募する場合ということで、皆様のほうに案の段階ですけれども、お示ししております。

○委員長（本田秀一君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） もちろん条例に基づいて規則ができるわけですが、でも規則と条例はある意味ではセットであって、土台をなすものだと思うのです。例えば軽米地区、小軽米地区、晴山地区、何人にするとかということなんかも、応募とか推薦者の様式だけではなくて、やっぱり規則が議会の中で出てくればもっと具体的にわかりやすい部分があるのではないかなと。私はこれちょっと提供を受けましたので、こういうのがあったほうが条例の中身の肉づけとして当然わかってくると思いますし、条例ができてから規則という、後先はあると思いますけれども、これは基本的にはセットのものだと思うので、やっぱり議会の審議などが必要だと思うので、議決事項ではありませんが、この案については提出をお願いしたいと思います。

それから、この間いろんな農業委員会の中での論議もあったと思うのですが、農業委員会の中で例えば定数、推進委員は当初はもう少し少なく、9人とかとなっていたのが12人、反映されたみたいですが、そういう農業委員会での論議の経過なども報告していただければありがたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 農業委員会事務局長、高田和己君。

○農業委員会事務局長（高田和己君） 古館委員の案の段階でということでご了承のほどで、軽米町農業委員会の委員の選任に関する規則と、案ですけれども、軽米町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則につきましては、お手元のほうに配付したいと思っていました。

それと、2点目です。農業委員会の中で協議をして、今のことに最終的になったのだけれども、その経緯ということなのですが、農業委員会の当初のほうでご説明申し上げましたのは、いずれ国等で考えているものは2分の1だよという話だったのですが、実際農業委員の方々が活動しているのは12地区に分かれて今活動しているのだよとご意見いただきまして、農業委員12名に地区の推薦委員12名で、2人でタッグでやったらどうかという話もあったのですが、そうすると定数が今全部で18名ですけれども、定数を超えてしまうということがありまして、再度ご協議いただきまして、9名の9名ということでお話ししたのですが、やはり地区割りにしている農業委員が現在もあるし、これからもそういうふうな活動をしてもらいたいということの意見をいただきまして、農業委員は現在の地区割りの12地区の12名、推進委員につきましては大きく3つに分けると、旧町村単位なのですけれども、晴山地区、軽米地区、小軽米地区それぞれ2名ずつ、合計6名で、農業委員とダブるところもあるのですが、タッグを組んで農地利用の最適化の推進をやっていただいたほうがいいのかという最終結論に至りまして、紆余曲折はあったのですけれども、今回の条例の提出になっております。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） 課長からお伺いしますが、農業委員と、それから進めていく改正に基づく農業委員、それから農業委員会で推進委員というのもこれから検討、選んでいくということなのですけれども、そのこととそれからその流れというのだから、フローチャート、そのの時期。農業委員と、それから推進委員、選んで、その期限というのはあるかと思いますが、新年度から始まることについては逆算していくと時期というのがありますが、流れの時期とだんだんに公募をやったり応募をやったりというのをやるようですが、それをちょっとお知らせください。

○委員長（本田秀一君） 農業委員会事務局長、高田和己君。

○農業委員会事務局長（高田和己君） 3枚目の資料なのですが、広報かるまいに載せる予定の、これも済みません、予定であって申しわけないのですが、この中に（1）の農地利用最適化推進委員と、1枚目です。2枚目が農業委員の選出方法が変わることになります。委員のお話がありました農業委員と農地利用最適化推進委

員なのですが、パンフレットにもございますけれども、ここになりますけれども、農業委員は議会の同意を得て市町村長が任命する形になります。農地利用最適化推進委員は農業委員会で委嘱する形になります。ですから、応募書のほうも農業委員につきましては町長宛て、農地利用最適化推進委員につきましては農業委員会の会長宛てになります。

時期的な流れなのですけれども、3月31日までは現職の農業委員の方々がそれぞれ在籍になりますけれども、法の適用が4月1日からでございます。4月1日に3月の議会のほうに提案しまして、議会の同意が得られれば4月1日から町長が辞令を出して任命をします。任命された後、その農業委員の方々に総会をすぐ開催していただいて、委員長職務代理を選任していただきます。農業委員会の席で会長が決まれば、農業委員会の席で農地利用最適化推進委員を任命するという形になります。

具体的な流れとしまして、農業委員のほうは1月中旬から2月中旬あたりまでに応募をかけまして、審査をしまして、3月頭あたりにはもう議案のほうの提出がありますので、それまでに準備しなければならない状況になります。農地利用最適化推進委員のほうですけれども、本来であれば4月1日に委員会を開いて、その委員会で決定になるわけですけれども、それが筋なのですが、案としまして応募は同じにかけまして、農業委員と農地利用最適化推進委員は一緒に公募しますので、それらの状況を見ながらある程度の案は練っていきたいなと考えていました。基本的にはそういうふうな流れになります。よろしいでしょうか。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、ここで休憩いたしたいと思います。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（本田秀一君） 定刻ですので、再開いたしたいと思います。

議案第4号は一応終わりましたがけれども、議案第5号に入る前に、茶屋議員の一般質問でちょっと答えなかった部分があるので、答弁したいということでございましたので、産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 12月10日の茶屋議員の再質問について、説明できませんでしたので、どのような商品開発を今現在おこなっているのかということで、軽米町産業開発と創年のたまり場推進協議会のほうに問い合わせしまして、お聞きしました。軽米町産業開発のほうですけれども、特産品の開発状況としまして、開発中の製品としましてひえポンのシリアルスナックということで、雑穀菓子のシリ

アルスナックを今開発中だそうです。

それと、雑穀、あわですか、創年のたまり場推進事業に委託のほうをお願いして、現在雑穀がゆのほうの製造を検討しているということです。

それから、雑穀セットなのですけれども、高常商店のほうに委託をしまして、パルシステムの千葉生協向けに雑穀4種のセット商品を現在試作検討中だそうです。

4番目ですけれども、エゴマ入りのPB商品、プライベート商品ですけれども、エゴマの需要がかなり多いものですから、(株)東北協同事業開発のプライベート商品として、平成27年11月から供給開始しているそうです。

2番目の新規特産品の販売状況としましては、八穀シリアルクッキーということをやっています。それから、八穀シリアルパウダーは去年からですけれども、ホテルニューオータニのほうに供給中だということでお伺いしました。これが軽米町産業開発のほうです。

創年のたまり場のほうでの商品開発ですけれども、2つあるそうです。シリアルを含めた地元食材を生かした他の食材とのコラボなどによる、高压高温調理によるレトルト商品の開発の実施、それから2つ目としましてはシリアルを含めた地元食材を生かしたスイーツ及びタルトの開発を今現在検討しているそうです。

以上でございます。

○委員長(本田秀一君) いいですか。

○7番(茶屋 隆君) ちょこっとだけ関連のところ。ありがとうございます。

◎議案第5号の審査

○委員長(本田秀一君) では、議案第5号に入りたいと思います。平成27年度軽米町一般会計補正予算。

皆さんにお諮りいたしますけれども、歳入歳出全般の提案説明を受けまして、主な点について説明を受けまして、その後歳出から質疑に入りたいと思いますが、全体的な質疑は歳入全般で、あとは歳出は款ごと、目ごとに進めてまいりたいと思います。それでよろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○委員長(本田秀一君) では、総務課長、日山充君。

○総務課長(日山 充君) 歳入についてご説明申し上げます。補正予算書の6ページをごらんください。

国庫支出金のうち、国庫負担金として障害者総合支援等給付費負担金が当初見込みより増額となる見込みのことから、今回国が負担すべき額を補正しようとするものでございます。次の広域入所の委託児童保育負担金につきましても、当初見込みより利用者が多いということで、国の負担金を補正予算計上したものでございます。

それから、次の国庫補助金でございますが、文化財保護補助金につきましては当初予定しておりました山田地区の千本松のところの調査をことし、人員の関係からできないということで減額するものでございます。それから、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（子育て支援広場推進事業）については、今回補正として123万9,000円を計上したものでございます。

続きまして、15款の県支出金でございますが、一番上、障害者総合支援等給付費等負担金につきましては、国の国庫支出金のところでご説明を申し上げましたが、県の負担分をここで計上したものでございます。次の保育所運営費負担金につきましても同様でございます。それから、衛生費県負担金につきましては後期高齢者医療保険基盤安定負担金を28万7,000円減額しようとするものでございます。これは、26年度事業の決算が終わったということで減額するものでございます。

それから、次の県補助金、重度心身障害者医療費助成事業補助金につきましても、今年度見積もりを上回る利用があり、300万円の県補助金を見込んだものでございます。

それから、17款の繰入金につきましては不足する部分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次の雑入に関しましては、公有自動車損害共済事業共済金、じつは公用車、自損事故を起こしまして壊れたのでございますが、そちらの保険金のほうがおりましたというものでございます。

歳入については以上でございます。

続きまして8ページ、歳出、総務費でございます。総務管理費につきましては、一般管理費の旅費、特別職の旅費が不足し、今後見込まれる部分を補正予算要求したものでございます。次の需用費につきましては、先ほど歳入でもご説明申し上げましたが、公用車の修繕料を計上したものでございます。次の使用料及び賃借料15万円につきましては、音更町訪問などにより当初見込んでいた高速道路の利用料が不足することから、今回補正をお願いするものでございます。

次の文書広報費、光熱水費につきましては防災用無線の電気料が若干不足する見込みということで1万5,000円をお願いするものでございます。それから、次の委託料でございますが、伝送路、要は光ファイバー等がついている柱等の移転でございますが、かなり要望があるようなのですけれども、どうしても今年度中にお願ひしたいという案件が出まして、今回90万8,000円をお願いするものでございます。

次の諸費でございますが、二戸広域行政事務組合の負担金につきましては、人事異動によりまして不足する部分26万円を負担金としてお願ひしたいというものでございます。償還金、利子及び割引料につきましては、平成26年度の決算により

まして国庫と県に対して返還金を計上させていただいたものでございます。

企画費につきましては、これは実は再生可能エネルギー関連でございますが、県に出張するわけなのですけれども、その際時間的な関係から高速道路を利用して行っておりますけれども、今回不足する部分を補正計上したものでございます。総務費総務課の部分は以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） では、9ページの2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費についてご説明申し上げます。18節の備品購入費ということで、マイナンバー制度に係る番号カードの交付時における顔認証システム関連の機器の購入費でございます。これにつきましては、本年10月1日付において国のほうから番号カードの交付時においては顔認証システムを活用して番号カードを交付しなさいという要領が定められまして、それに伴う補正となります。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 次に、3款民生費、1項社会福祉費。

○健康福祉課長（川原木純二君） 3款民生費でございますけれども、社会福祉費の老人福祉費、これは賃金と共済費でございますけれども、介護保険の申請業務認定の調査等の補助員としてお願いするものでございます。4カ月分を見込んでおります。次の委託料でございますけれども、生活管理指導員派遣事業委託料でございますが、これは65歳以上のひとり暮らしの方で介護認定を受けていない方に対して、本人の申請によりヘルパーをお願いしたいということで事業を行っておりますけれども、その人数が当初見込みよりふえてきておりまして、増額した委託料をお願いするものです。19節負担金補助金ですけれども、これはこの間の補正で二戸広域の負担金が確定になりましたので、減額するものでございます。あと、28節の繰出金は昨年度の決算により減額するものでございます。

6目障害者福祉費ですけれども、これは扶助費を増額するものでございます。

済みません、5目健康ふれあいセンターの運営費ですけれども、複写機使用料を増額お願いするものでございます。

2項児童福祉費、児童福祉施設費でございますけれども、これは広域入所している児童の実績により委託料を増額するものでございます。

あと、児童クラブ運営費でございますけれども、児童クラブの送迎用にタクシーをお願いしておりますけれども、これは低学年といいますか、1年、2年生の方と3年生の方の時間がずれておりまして、その関係でタクシーを2回送迎させていただくということで増額をお願いするものでございます。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 9ページになります。3款1項の障害者福祉費の扶助費

になりますけれども、重度心身障害者医療費として600万円の補正をしているものでございます。これにつきましては、本年度の重度心身障害者の医療費の受給額が見込みよりかなり増加しているもので、600万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、10ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費の6目後期高齢者医療費ということで、後期高齢者医療特別会計繰出金の減額38万3,000円でございます。これは、後期高齢者の保険基盤安定負担金の額が確定したことに伴う一般会計からの繰出金の減38万3,000円になります。

続きまして、4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費になります。これにつきましては、ごみ収集部分に係る補正となります。7節の賃金ということで、臨時職員賃金59万9,000円の増になります。これにつきましては、嘱託職員で途中やめた方が2名ございまして、次の方を募集などをして決定するまでに日々雇用で対応した部分に係る賃金等が主な原因となっているところでございます。59万9,000円になります。あと、11節の需用費、消耗品費、同じく4万1,000円、修繕料44万5,000円になります。これにつきましては、塵芥処理車が古くなっておりまして、修理等がかなりかさんでおりまして、その分の補正となっているところでございます。12節の役務費、収集粗大ごみ処理手数料17万円の増ということで、これにつきましても収集量がふえているということで、あと粗大ごみにつきましては6月、9月、12月、3月とやっておりますけれども、当初見込みよりかなり粗大ごみのほうが多くなっているということで、17万円の増にしているところでございます。あと、19節の負担金、補助及び交付金になりますけれども、これは二戸広域行政事務組合の負担金の減の部分、54万3,000円、3目のし尿処理費で同じく63万9,000円の負担金の減となります。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 続きまして、6款農林水産業費について、高田産業振興課長。

○産業振興課長（高田和己君） 続きまして、一般会計補正予算書10ページ、下段部分ですけれども、6款農林水産業費、1項農業費、12目農地費、8節報償費5万円、大清水工区、内城工区圃場整備換地委員会謝礼についてご説明いたします。県営中山間地域総合整備事業大清水地区の大清水工区及び内城工区に係る換地委員会が最終年度となり、開催回数が増となり、増額補正をお願いするものであります。2,500円掛ける20人分で5万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、11ページになります。同じく6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、19節負担金、補助及び交付金143万6,000円、高性能林業機械導入補助金についてご説明いたします。二戸地方森林組合より、本来であれば町の当初予算の段階で私どもからお願い、要望すべき物件であると存じますがとい

う前置きがありまして、平成27年度岩手県森林整備加速化・林業再生基金事業補助金の枠内に入ることができ、高性能林業機械プロセッサードそうですけれども、プロセッサを導入することになりました。二戸地域や県内外に木質バイオマス発電所や大型木材加工工場等が建設されることによる原木需要の増大が見込まれ、その木材供給体制を整備することが今後の作業の効率化、作業員の育成を図るため、機械を導入したい旨の説明がありました。二戸地方森林組合では、繰越欠損解消を図るため、平成27年度から31年度を計画期間とする第3期経営改善計画を樹立し、欠損金解消に努力しており、機械導入により早期に解消したいとしています。二戸地方森林組合の構成4市町村に対象事業費の補助残分の2分の1である495万円を均等割プラス山林面積割プラス事業割で各市町村にお願いしたいと要望がありました。組合員総数3,250人のうち、軽米町の組合員は1,052人と約3分の1を占めているほか、国有林を除く山林面積も29%を占めております。導入機械はプロセッサ1台、事業費ですけれども、税込みで2,138万4,000円、基金事業費補助金は税抜きになりますけれども、990万円、4市町村の補助金の要望額が495万円となりました。それで、4市町村の予定補助額なのですが、二戸市が139万950円、一戸町が121万2,750円、軽米町が143万5,500円、九戸村が91万800円、合計で495万円となっております。以上の内容により、今回143万6,000円を増額、補正予算で要求するものでございます。

○委員長（本田秀一君） 7款商工費、再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 再生可能エネルギー推進室でございます。

資料のほうは11ページでございますけれども、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、これは企業誘致の関係でございますけれども、14節使用料及び賃借料、高速道路使用料でございますけれども、企業誘致関係の事業誘致あっせんに係る普通車の使用料を計上させていただいております。よろしく願いいたします。

○委員長（本田秀一君） 新井田地域整備課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） 地域整備課の新井田と申します。よろしく願いいたします。

それでは引き続き、11ページ、8款土木費、4項下水道費、1目の下水道整備費でございます。下水道事業特別会計繰出金904万5,000円を減額するものでございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 9款消防費、日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 消防費についてご説明申し上げます。

常備消防費に関しましては、二戸地区広域行政事務組合の負担金の増額でござい

ますが、内訳は署員の人事異動といたしますか、手当とか交通費、住居費とかが増額になっております。

また、今回から消防のほうが二戸市の新しいところに移ったわけなのですけれども、管内市町村の話し合いの中で本部の賃借料については応分の負担をとということが決まりまして、今回この148万7,000円のうち31万円、5カ月分でございますが、借地料になっております。ちなみに、年間にいたしますと74万2,348円が年間の借地料という形になります。これの積算につきましては、二戸市が取得したのは平米4万1,000円でございますが、二戸市の借地料の計算に基づきまして、路線価1万4,350円だそうでございますが、掛ける0.7掛ける5%ということで、平米1,025円になります。それに面積を掛け、なおかつ二戸消防署と消防本部の建設の負担割合、消防本部が45%でございますが、その金額を掛け、借地料が全体で424万8,785円、それを各市町村で案分して74万2,348円となったものでございます。

続きまして、非常備消防費でございます。消耗品でございますが、消防自動車のタイヤ代でございます。当初予算では毎年4台ずつ更新するというところで予算措置をしてございますが、今回タイヤ交換をする時期に入って交換しようとしたところ、タイヤにひび等が入っているものがあるということで、安全を確保するために3台分をお願いするものでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 10款教育費、佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 久君） 教育費についてご説明します。

10款1項教育総務費、2目の事務局費でございます。修繕料25万2,000円ですけれども、スクールバスのリアヒーターが故障いたしまして、その修繕に充てるためでございます。

10款2項小学校費、1目の学校管理費、報酬と共済費、39万円と5万3,000円ですけれども、小軽米小学校にちょっと情緒不安定な子供が発生いたしまして、特別支援員1名を配置したいということで補正をお願いするものでございます。

10款3項中学校費、2目教育振興費の役務費でございます。中学生日本漢字検定能力検定手数料でございますが、予想より漢字検定を受ける受験者が多かったためにちょっと役務費が足りなくなったものですから、補正をお願いするものでございます。

10款5項社会教育費でございます。4節共済費から16節原材料費まで減額がありますけれども、減額分は全て千本松遺跡の発掘調査を中止したためでございます。中止の理由でございますけれども、市野々にあります赤石沢遺跡の発掘が、掘り進めましたところ下部のほうに遺跡がいっぱい出てきまして、当初8月に終了す

る予定だったのですが、10月までかかりまして、千本松遺跡の発掘はことしは中止ということにいたしました。

1点だけ、需用費5万円ふえておりますけれども、これは赤石沢遺跡から発掘された鉄のごみというか、鉄滓というのがあるのですが、それが予想以上に多かったためにコンテナボックスを買いたいというものでございます。

教育委員会は以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 歳出の説明が終わりましたが。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 歳入全般について質疑に入りたいと思います。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないということですので、8ページの歳出、2款総務費、1目一般管理費。

中村委員。

○2番（中村正志君） 先ほど総務課長の説明の中で、一般管理費の高速道路使用料15万円の増額の内容として、音更町との交流事業等での関係で不足したというふうな言い方をされたなというふうに聞きましたけれども、それで私ちょっとここひっかかったので、ほかのものも見たところなのではございますけれども、音更町との交流に関する予算措置の仕方が、当初予算と補正とを見たら企画費に入っていると。私の認識であれば、音更町の交流というふうなのは以前から総務課の一般管理費というか、総務管理費の国内交流費の中で音更町との交流事業をやっていたような気がしていましたが、そこのところに予算は触れられていなくて、新たなことしの30周年記念事業等については企画費で補助金取っているという。今またそういう交流事業をやって、高速道路の使用料が不足したのでいったら、今度一般管理費のところで予算化すると。この辺のところは予算書作成において、事業と整合性がとれていないのではないかなというように感じを受けますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） ご指摘のことについては、そのような考え方もあろうかと思っておりますけれども、今回一般管理費で見えておりますのは、これは主に町長車の一般管理費、高速道路等の利用ということでございます。いずれ毎年盛岡出張等の場合は高速道路を利用して出張しているわけなのですけれども、今回の町長車高速道利用料につきましては、交流事業のほうにつきましても北海道に行っている分については一般管理費のほうを使わせていただいております。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 町長車であれば、ここである程度妥当で、それでよろしいかと思

います。ただ、先ほどの説明であるところとちょっと誤解を招くのではないかなというふうなことで、その辺のところお話しさせていただきました。

関連いたしまして、企画費のほうでの補正、高速道路使用料に再生可能エネルギーの高速道路使用料、ここは多分今の事務的な部分だと思うのですが、あわせて商工費でも高速道路使用料、企業誘致だということで増額しているようではありますが、前回の9月の決算のときでもこの辺がちょっとごっちゃになっているような支出等が今まであったので、やはり今再生可能エネルギー推進室という室を独立させた関係もあるのであれば、この辺がひとつ我々に対してもわかりやすいような予算措置の仕方をしたほうがよろしいのではないかと。だって、再生可能エネルギーそのものが企業誘致だというふうな理由の中で事業も行っているということも説明されてきていると。だから、この辺が何か整合性がとれないような気がしますので、来年度の予算編成を今やっているとしますので、その辺のところも含めて検討すべきではないかなと、そういう感じがしております。よろしく申し上げます。

○委員長（本田秀一君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） いずれそのように検討させていただきたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 1日一般管理費、古館委員。

○12番（古館機智男君） 1つは、今の中村委員の質問と関連しますけれども、総務課長のほうから今町長車という話がありました。以前町長車を廃止したという、町長専用車がないはずなわけです。それが実質的には町長車があるのだなとは思っていましたが、総務課長のお話の中で町長車が出てきたので、黒塗りのあれではないかもしれませんが、町長専用車という位置づけになっていると思いますが、その辺がちょっと、新しい町長専用車の導入、町長専用車ではない、誰でも使えるものだという形で説明していたと思うのですが、その辺について話が違うのではないかなと思うのですが。

○委員長（本田秀一君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 大変申しわけございません。口が過ぎました。町長が主に使っている車ということで。訂正させていただきます。

○委員長（本田秀一君） ほかに、古館委員。

○12番（古館機智男君） では、次の企画費のほうですから。

○委員長（本田秀一君） いいですか、ほかありませんか、一般管理費。

茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 関連でよろしいですか。人事評価制度研修業務ですが、予算とっていたと思うのですが、現在今どのように進められているのか、もしわかれば。

○委員長（本田秀一君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 人事評価制度につきましては、この間、ちょっと日にちまでしっかり覚えていないのですけれども、まだ1回も評価制度について講習を受けたことのない職員と新しく入った職員なのですが、それとあと評価に回る立場の職員を対象として講習会を1回開催しました。今後につきましては、今評価マニュアルでやろうと思ったのですけれども、どうしても複雑になり過ぎて職員の負担も大きいし、ちょっと難しいのではないかというお話もありまして、内部で検討しているのですけれども、評価のシートとかそういうふうなのを定めて、それに基づいた研修をもう一回やる予定にしております。

○委員長（本田秀一君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 予定であれば来年度からというけれども、どうなのでしょうかね、難しいのかなと感じますけれども、できるのかな、どうでしょう。

○委員長（本田秀一君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 実施につきましては4月1日から実施できるように、体制を何とか間に合わせていきたいと思っております。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 2目文書広報費。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 11目諸費。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 2款総務費、2項企画費、1目企画費。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 先ほども高速道路使用料の、これは再エネ関係のという説明でしたけれども、私のほうから出していなくて、ほかの皆さんから出していたものと思っていましたけれども、メガソーラーの新たな進捗状況についてまだ配付されていないので、多分資料請求していないかもしれませんけれども……

〔「いや、出ていました」と言う者あり〕

○12番（古舘機智男君） 出ている。出ているのでしたら、それを要求に基づいて速やかに出していただければ……

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午前11時46分 休憩

—————
午前11時46分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

企画費、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 委員長（本田秀一君） ないようですので、4項戸籍住民基本台帳費、1目。
古館委員。
- 12番（古館機智男君） この顔認証システムについて、ちょっと前にも説明あったかどうか忘れてしまって、これが関連機器というのだと、本体機器とまたそういう顔認証システムをちょっと説明お願いしたいのですけれども。施設というか、機材はマイナンバーを交付するときに使うというのは、個人の顔がまずあって、それからその顔の情報が自治体のほうにあって、それで照合して認証する形だと思えるのですけれども、その辺の機器というのはどのような形になって、どういうシステムになっているのか、説明をお願いします。
- 委員長（本田秀一君） 中野町民生活課長。
- 町民生活課長（中野武美君） 顔認証システムにつきましては、先ほども説明しましたけれども、番号カードを交付するとき、本人の顔と照合してといえはなんですけれども、番号カードを申請するときは写真もつけて申請するわけなのですけれども、番号カードが役場のほうに、町民生活課の、戸籍係のほうに来るのですけれども、それを交付するとき、番号カードの写真と本人を照合する作業になります。そのカメラとカラーキャナー部分の備品ということになります。その購入になります。そのとき撮った写真につきましてはすぐ廃棄するというような形で事務要領の中ではなっておりますので、うちでは残さないことになっております。
- 委員長（本田秀一君） 古館委員。
- 12番（古館機智男君） そうすれば、交付を受けるために自分が写真をつけたのを持ってきて、そのとき役場のほうでは来た人の写真をその場で撮って、写真同士を見比べて、同一人物かどうかということをするという。また、システム関連機器とかと書いてあるから何のことだと思って、でも結局はデジカメを、ポラロイドか知らないけれども、その場で撮って、ポラロイドの場合だったらそれで終わりなのですけれども、デジカメの場合は記録が残るわけですけれども、そこで消去もできなくはないのですが、消去するというのですけれども、どういうふうなカメラなのか。
- 委員長（本田秀一君） 中野町民生活課長。
- 町民生活課長（中野武美君） カメラにつきましては、そのとき本人が来たら写真、カメラで撮って、それをコンピューターのほうに入れまして、番号カード用の写真と照合するという形になります。
- 12番（古館機智男君） コンピューターに入れて、残ってしまわないですか。
- 町民生活課長（中野武美君） 残さないようにということになります。ということで国のほうの指導もありますので、すぐに消去しなさいということになっております。

- 委員長（本田秀一君） よろしいですか。
- 12番（古舘機智男君） まずいいです、はい。
- 委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（本田秀一君） 3款民生費に入ります。1項社会福祉費、3目老人福祉費。
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（本田秀一君） 5目健康ふれあいセンター運営費。
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（本田秀一君） 6目障害者福祉費。
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（本田秀一君） 2項児童福祉費。
中村委員。
- 2番（中村正志君） 先ほどの説明の中で児童クラブ運営費の業務委託料、タクシーの使用料ということで補正されて、その説明の中で1、2年と3年生の下校時間が異なることによって2台使用しなければならないというふうなことでしたけれども、晴山方面とか小軽米方面の子供だと思えるのですけれども、あとそれぞれの学校では教育委員会のほうで放課後子ども教室というのもやっているかと思うのですけれども、その辺との連携等でタクシー使用料とか重複を解消する手だてというのはないのでしょうか。放課後子ども教室も毎日ではないでしょうけれども、放課後子ども教室は大体4時半までやっているようですけれども、その辺との連携が図られれば、その間は放課後子ども教室にいて、その後に児童クラブに送迎するとかというふうなこともちょっと想定されていたので、その辺のところはなかったのかなというふうに思って、今お聞きしたところです。
- 委員長（本田秀一君） 川原木健康福祉課長。
- 健康福祉課長（川原木純二君） 今は学校のほうとの協議について行っておりません。それで、今後そういうことができるのであればそういう形もとっていきたいと思います。
- 委員長（本田秀一君） 中村委員。
- 2番（中村正志君） 学校と協議を行っていないということは、学校から帰る時間を把握した上でこのタクシーを運行するわけですね。であれば、学校と協議されていることだと思うのだけれども、その辺のところはまずいいですけれども、当然やるべきことはやっていただきたいなど、要望で。
- 委員長（本田秀一君） 古舘委員。
- 12番（古舘機智男君） 関連してですけれども、一般質問でも取り上げましたけれども、児童クラブの関係で学童保育というか、厚労省の基準が小学校単位にというこ

とに対して、今は町に1カ所だけで、タクシーの送迎とかという形にしていますけれども、早ければ中には需要がないというのが1つの理由、タクシーで運ぶのですから需要があるけれども少ないという形だと思うのですけれども、厚労省が言っているのは、軽米町の小学校の……人口規模と小学校数から見て、安心して親が働けるような形を保障していくためには、小学校単位にはつくりなさいというような形になっております。そういう意味では、本当に需要の把握の問題でも、もっとそういう趣旨に基づいて、親が、お母さんたちが仕事できるような形にしていくという意味での位置づけが必要ではないかなと思っています。そういう意味で、これまでの需要を調査というのを改めて見直して、やっぱり小学校単位につくっていくこと、私自身が調査したわけでもないのでもわかりませんが、基本的には軽米町の小学校が人口から比べれば、生徒数に比べても決して多い学校数ではないと思います。この前も邑南町の話がありましたが、邑南町の場合は8カ所の小学校が1万1,700人ぐらいの人口規模の中でありまして、そういう中でそれぞれのところに児童クラブみたいなをつくっていますので、本当に児童クラブの位置づけとか父兄の皆さんがよくわからない部分があるのではないかな。だから、そういう意味での最低でも小学校区単位というのが必要、男女共同参画の町づくりでも、それからそういう観点からもぜひ必要ではないかなと思うのですが、今後そういう小学校区単位に児童クラブをつくっていくという形について検討をお願いしたいのですが、所見を、町長なのか総務課長なのか、求めたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 川原木健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原木純二君） 今町長、総務課長ということでしたけれども、現在の状況についてお話ししたいと思います。軽米小学校は全体で28名、児童クラブのほうに通っております。その中に1年生、2年生が19名、3年生、4年生合わせて9名となっております。小軽米小学校については、1年生2名だけの利用となっております。あと、晴山については1年生1人、2年生1人、3年生4人、あと4年生については利用しておりません。私が思うに、4年生とかになってくればクラブとか、そういう部分で多分利用者が減ってきていると思われれます。今後についてはということですが、利用者がふえた場合には検討していかなければならないのかなということ、こういう児童クラブがあるということについては学校のほうにはお伝えして、利用していただくようにはしておるつもりでございます。

以上、古舘委員の質問とちょっと違いましたけれども、状況について。

○委員長（本田秀一君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 大きな政策的な観点の中での求めも必要だと思うのですが、ことし全国の児童クラブの関係の、岩手県で大会が開かれたようです。私は行けなかったのですが、今の子ども・子育て支援プランというか、新しい法律のもの

とで公的な位置づけができて、その充実が言われてきまして、それは今の協働・参画とか、父兄が本当に安心して仕事ができるような状況をつくっていくということも含めて出された方針でありますし、そういう位置づけが子ども・子育て支援日本一を目指す町として、やっぱり自分たちがつくっていくという部分も必要ではないかなと思うのですが、法的にもそういう位置づけができていますので、需要の実態をもう少しきちんと捉え、法律の中身を検討しながら、小学校単位でのことについてぜひ検討していただきたいのですけれども、町長の見解を求めたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 山本町長。

○町長（山本賢一君） 今回一般質問でもさまざまいいご提言をいただきました。また、邑南町も大変日本一の町づくり目指しながら、進んだ施策を展開していることも十分承知しております。当町もかなりやることはやっているのですが、なかなか町民に対してのさまざまな周知、それからまたこれからのいろんなご意見等も取り入れながら、そういった点で積極的にやりながら、ご理解得ながら今後とも充実してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） ほかに民生費ありますか、質問。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、午前の部は民生費で終了して、午後から4款衛生費に入りたいと思います。

1時まで休憩いたします。

午後 零時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（本田秀一君） 審査に入る前に、古舘委員の冒頭での質問に答弁したいとの申し出がありますので、許したいと思います。

山本町長。

○町長（山本賢一君） 当初あしたにまとめてというつもりでございましたけれども、非常に進行のほう順調であるようでございますので、冒頭でちょっとご説明申し上げたいと思っております。

実は11月26日に岩手北部広域環境組合構成市町村会議が九戸村でございまして、そのときの議題は協議による解散についてということと、それから組合の財政状況等についてというふうなことで管理者からお話がありました。協議についての解散手続でございますけれども、これは現在平成28年3月31日をもって組合を脱会するという予告通知を九戸村を除く7市町村が提出しておるわけでございます。今回この協議による解散手続を行うためには、脱会の予告通知をしている7市

町村がこのことについて7市町村議会でそれぞれ脱会の撤回についての議決を得なければならないと。それから、議決を得たことについてそれぞれの構成市町村に通知すると。通知して、撤回についての承認を今度は各議会で得なければならないと。そして、通知を各市町村に送付して、これで白紙に戻ったわけですが、それからまた各市町村に解散手続をするための3議案を、これ解散の協議と、それから財産処分の協議と、それから規約の一部変更ということでございますが、これ可決しなければいけないと、こういうふうな手順でいかなければならないというようなことで、いろいろ議論になりましたけれども、久慈地区は特にそういった協議の中で、仮にもしまたどこかの町村で否決というか、承認されなかったらどうするのだとか、いろんな議論が生まれて、最終的には流れ解散でいいのではないかというふうなことでまとまったところでございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 大体わかりましたというか、あと報告された財政状況というか、前に実際に残っている以上、九戸村のことも生きていますから、いろんなのが、費用がかかる分があると思うのですが、実際にはそれぞれの加入、脱退決議はしているけれども、組合があるのですから負担金とかなんかというのがあって、残っている分というか、そういう財政状況とか、例えば3月31日までに自動解散になった場合にかかる費用とかそういうのは、財政状況はどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 山本町長。

○町長（山本賢一君） それに関しましては、昨年と申しますか、最後の北部の環境組合議会の中で予算案が否決されておりますし、それからまた議長もかわっておられます。これはそこら辺の経緯はご存じだと思いますけれども、その後専決処分等で行っておりますが、細かい収支などに関しましては担当のほうからちょっとご報告させたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 中野町民生活課長。

○町民生活課長（中野武美君） ちょっと資料を持ってきていなかったのですが、前年度、平成26年度の繰越金ということで100万円ちょっと残っているということになっております。議会としては暫定予算といえませんが、組んでやっているところになりますけれども、使っている経費としては組合の監査費用が毎月ありますので、その分が毎月約2万円ほどだったかと思いますが、かかっている状況になっているところでございます。

今資料を持ってきて、資料のほうで皆さんのほうにお示ししたいと思います。予算の執行状況について配付したいと思います。

- 委員長（本田秀一君） 古館委員。
- 12番（古館機智男君） もう3月までそんなに時間もないことですがけれども、例えば当初というか、できれば1月に解散ということだったのですがけれども、そうやった場合とか、あとはこれからの、前に負担金を出した分の残りだけで全部済むのか、新たな負担が例えば発生するのかどうかも含めて資料でお願いします。
- 委員長（本田秀一君） 中野町民生活課長。
- 町民生活課長（中野武美君） 新たな負担金は生まれたい、前年度部分の繰越金のほうでなることになっております。お知らせしておきます。
- 委員長（本田秀一君） よろしいですか。
- 12番（古館機智男君） いいです、はい。
- 委員長（本田秀一君） では、休憩前に引き続き審査に入りたいと思います。
10ページ、4款衛生費、6目後期高齢者医療費。よろしいですか。
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（本田秀一君） 2目塵芥処理費。
茶屋委員。
- 7番（茶屋 隆君） 関連ですがけれども、プラスチック容器はことしの4月から燃えるごみと一緒にやったわけですがけれども、町長の3月の施政方針で、その中で二戸広域管内全体で中間処理ですか、そういったことを考えながら課題として取り組んでいくということでしたけれども、そういうような部分、何か話し合われて、これからどういうふうにしていくのかというのがあればお知らせいただきたいと思っておりますけれども。
- 委員長（本田秀一君） 山本町長。
- 町長（山本賢一君） その点に関しまして、今るる首長、参与といえますか、そういった中でも議論していきたいというふうに思っておりますので、もう少し、ちょっと……ご理解いただきたいというふうに思っております。
- 委員長（本田秀一君） 茶屋委員。
- 7番（茶屋 隆君） ことしはそういった形でプラスチック容器を別にやって、燃えるごみだけでも分けて、ごみを出すときもごちゃごちゃ混ぜないで出すといった、そういうふうな姿勢ができてきたのですがけれども、最近何かみんな一緒くたに混ぜてしまって、ごちゃごちゃしているのかなど。私だけがそうなのかもしれませんけれども、せっかくやったときにそういうふうに分けてやっていて、何かよかったなというのがちょっと薄れてきている感じもしますので、ぜひ。何かただ燃やしたほうがお金がかからない、中間処理するほうが経費がかかるということですがけれども、やっぱりそういったごみゼロを目指している町として、そういうふうな取り組み方をしてきたので、そういうようなことで進めていただければいいと思っておりますので、

よろしく願いいたします。

○委員長（本田秀一君） 要望ですね。

中村委員。

○2番（中村正志君） 清掃費、2項2目の塵芥処理費の臨時職員の賃金の59万9,000円、先ほどの説明では嘱託員報酬の方が年度途中で2人退職されたと、それで退職されて新たな採用までの期間、日々雇用の分の賃金をというふうに私聞き取ったのですけれども、そうであればその期間における嘱託員報酬は未払いになるということで、残が残るかと思うのですけれども、同じところであればこれだけを増額補正するのではなく、組み替え補正することのほうが効率的な予算になるのかなという気がするのですけれども、その辺の関係はなかったのでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 中野町民生活課長。

○町民生活課長（中野武美君） 先ほど説明したとき、ちょっと舌足らずで大変申しわけありませんでしたけれども、この補正の内容につきましては年度途中の退職部分の2人に係る、その間の新規部分の臨時雇用と。あとは、本年度から夏期休暇、嘱託職員なども含めての夏期休暇なのですけれども、3日から5日に増加しております。それが18日分。あとは、嘱託職員等の特別休暇が、忌引などで休んだ分が2名ほどありましたので、その部分と、あとは嘱託職員の入院等で、合計で59万9,000円ほどになります。

先ほど中村委員の言いました嘱託職員が途中でやめた場合の嘱託員報酬の減額につきましては、一応整理予算のほうで対応したいということで考えているところでした。また、今後どのような関係、どのような状況になるかということも出ますので、3月の整理予算で対応したいということで考えているところでございます。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 報酬というのは、月額報酬でしょうから決まっていますよね。人数が当然何人という……9人ですか。9人であって、それで期間をまず、いないときには払っていないはずです。ただ、これからの部分でも臨時賃金と違って、報酬というのは月額報酬で、何人が3月までというのは当然わかっていることですよね。ということは、今現在でもう使わない部分は想定されますよね。なぜ整理予算に行かなければならないのか。というのは、ここで賃金を増額補正している関係で、当然その辺とのバランスをとるためには、そっちが使わないというのはわかっているから、あえて逆にこっちのほうで、これが多分節が違うからということだと思うのですけれども、普通であればそういうふうな組み合わせの中でやるのが普通ではないのかなと。何でもかんでも、別に予算が、金がいっぱい町にあるわけではないでしょうから、その辺を少し儉約しながらやっていくという考え方の中では、ちょっ

と今のは乱暴なやり方なのかなというふうな気がしていたので、その辺を指摘させていただいたのですけれども。

あと、臨時の方だったか、嘱託の忌引とか、正職員に対応するような部分で特別休暇等を与えているということ、これ当初で大体想定して、その分を予算化しているのではないですか。この辺が実績でこうなって減ったというのはちょっといまいち、想定して予算をつくる上においては、何か予算の想定が甘かったのではないかなという気がするのですけれども、それはまず実績としてやることでしょうか。ただ、予算組む場合の報酬と賃金との兼ね合いの中では大した多い額ではないけれども、考え方としてそういうふうな考え方を、組み替えしていけるのであれば組み替えするというふうなことになるのかなというふうに私は思ったのですけれども、その辺は財政担当課長はいかがでしょう。

○委員長（本田秀一君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 中村委員がおっしゃることはそのとおりだと思います。今回私、査定の段階でちょっとそこは気がつかなかったところでございます。大変申しわけなかったです。

あと、夏期休暇の関係でございますが、当初予算組んだ3月でまだ決定しておらず、ことし4月過ぎに近隣市町村等の状況も調べながら、周りが大体5日の夏期休暇を認めるということで、新年度に入ってから夏期休暇制度を改めたものから、その分についてはことしの当初予算では見なかったということだと思います。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 今の発言で関連になるかと思うのですけれども、ということは正職員の夏期休暇3日だったのが今5日になったと、そのほかの特別休暇等についても臨時職員とか嘱託職員等にもそれが対応できるというふうに制度を変えたというふうに受け取ってよろしいですか。

○委員長（本田秀一君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 夏期休暇については、臨時職員等には付与されておりません。ですから、今までの正職員の関係で夏期休暇を増加させている、嘱託職員もそのところを正職員に準じた形での取得させていくと思うので、その部分については認めていいのではということでございます。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 確認ですけれども、そうすると嘱託職員についての特別休暇等は正職員に準ずると、臨時職員については年休等で対応するという考え方でいいのですね。

○委員長（本田秀一君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 臨時職員については臨時休暇で、夏期休暇という制度自体が

ないものですから、夏休みの時期に臨時休暇を取得していただいて、対処していただく。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 3目し尿処理費に移ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 6款農林水産業費、12目農地費、ありませんか。

松浦委員。

○9番（松浦満雄君） 大清水、内城工区が無事終わるといふうな話でしたが、再三一般質問でもお願いしましたが、課長、どうなったのだから教えていただきたいと思ひまして。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 先般の議会のときにご答弁申し上げたのですけれども、12月中に小軽米地区の説明会を開催予定でしたけれども、大変申しわけございません、業務が多忙につき1月に延びましたので、済みませんが、ご了承願います。

○委員長（本田秀一君） 松浦委員。

○9番（松浦満雄君） 進まないような気がするのですが、もしかして町長から指示を受けていますかね、やってくださいとか。町長は答弁だと前向きで、やりますというふうな話だったので、そこらもうちょっと確認しておきたい。

○委員長（本田秀一君） 高田産業振興課長。

○産業振興課長（高田和己君） 説明会につきましては、県のほうでも打診していますし、町長からの指導というのは特段ありませんけれども、前向きな方向で指示がございましたので、大変申しわけございませんが、人数も限られて業務も大変忙しくて、その辺はおわびしますけれども、1月の中旬ごろの予定になると思ひます。

以上でございます。

○9番（松浦満雄君） わかりました、ありがとうございます。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 林業費に入ります。2目林業振興費。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 森林組合に対する補助金の関係で、理由として木質バイオマスの関係なんかも理由に挙げられましたが、その関連でお聞きしたいのですが、今一戸町の木質バイオマスの材料とかいろんな形で、燃料の争奪が行われていると聞いて聞きます。木質バイオマスの今のそういう原料といいますか、本来は間伐材等々を利用した中での木質バイオマスだったと思うのですが、それに使うために伐採

したり、皆伐はするかしないかわかりませんが、そのための原料、燃料の争奪になっているというような状況、確かなものではないですけれども、よく聞きます。そういう形で、今の軽米町は鶏ふん発電なのですけれども、一つの再生可能エネルギーの中の木質バイオマス発電というのは注目をされてきたものもあるので、再生エネルギーを目指す町としての木質バイオマス発電の原料としての可能性とか展望みたいなのはどうなっているのか、現状について把握していれば報告していただきたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 高田産業振興課長。

○産業振興課長（高田和己君） 全体的な数値につきましては把握していませんけれども、二戸地方森林組合からお伺いしたところによりますと、一戸町の木質バイオマスは一戸森林資源ということで、年間1万立米の間伐材が必要だと聞いていました。組合が約3割、民間から約7割ということで割り当てといたしますか、ご協力の要請が来ているそうです。県外の木材加工でありますけれども、六戸町にできました積層ベニヤというのですか、ちょっと私わからないのですけれども、張り合わせて強度をやった大型の日本でも有数の工場ができましたので、それに向けての、古舘委員がおっしゃいます木材の要望がこれから出てくるのではないかなというお話聞いていました。

それともう一つ、うちのほうでも再生可能エネルギーの関係でこれから山林の伐採が始まりますので、そちらのほうにもお声がけをいただいているということをお伺いしていました。大変申しわけないですが、全体的な流れとしてはこれからかなりの需要が見込めるのではないかなという話です。それぐらいしか申し上げられないのですが、現状ではそういうふうに聞いております。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 副町長。

○副町長（藤川敏彦君） ちょっと補足させていただきます。私おととしまで林業のほう担当しておりましたので、若干木質バイオマス発電に対する考え方とか今の状況について、あと原木の入手、逼迫しているかどうかということ、その2点かと思えますけれども、お話しさせていただきます。

確かに原木につきましては、今県下でもここと、あと花巻市ですか、あと久慈市、それとあと既に稼働しているところが宮古市にございます、川井地区です。本当に原木を必要とするのはまさにこれからというふうに考えております。発電ばかりではなく、先ほど課長が申し上げましたとおり大きなプレカット工場ができておりますので、そっちとの取り合い、さらには本来そういった低質な木材につきましてはチップパルプのほうに使う、今まで業者に出しておりましたので、そことの兼ね合いとかいろいろあります。最終的にはどこが高く原木を買ってくれるかということ

で業者が流れるというふうに思います。

そういった中で、木質バイオマス発電の可能性ということなのですが、本来せっかく相当なお金をかけて植えた木を、売り買いすれば本当に大変なお金になるわけです。それを燃やして灰にしてしまうということ自体、林業の本当のあり方ではないと私は思っております。そうは言いましても、材価が非常に安くなっている状況ですので、そういったどうしようもない材については廃材に回すというのはありなのかなというふうに考えております。ただ、そうは言っても先ほど言ったように取り合いの中で、今後本当に木質バイオマスの発電ということは進むのかどうかということは、ちょっと状況を見てみなければわからない状況でございます。

一番私たち、木質バイオマス発電で懸念しているところは、持っているエネルギーの二十数%、最大でも大きな発電施設でも二十二、三%しかエネルギー効率が低いわけです。これだけで高い材を買って、それぐらいのエネルギーとしてやれるかというのは、今FIT（固定価格買取）制度の中で生きておりますので、20年なら20年、この間にありましたらば何とかそういった補助金の中で動かせる、それでも実際の話はきついかと思います。普通材木の場合は発電だけでは認めないと、特に先進地のドイツなんかでは発電だけではちょっと認めないと。本来熱利用として、その後の残りの部分を発電するというのが今の世界的な流れになっているというふうに思っております。

先ほど申し上げましたとおり非常に、古舘委員おっしゃったように木質発電に対する今後の見通しということなのですが、今まで申し上げましたとおりなかなか難しいのではないかとこのふうには個人的には思っております。それにつきましても、ただ一番有利な点は地域の中でお金を循環できるというのがございますので、多少マイナスでも、例えばこの地域の中で熱を利用するようなシステムをつくって発電してであれば、多少赤字になってもそのお金は地域の中で回るお金ですので、外国から買ってくる電気ですとか、石油とかそういうのを使わなくて済むので、何とか単に経済的な観点だけでははかれない部分があるというふうなことになるかと思っております。ちょっと曖昧な表現ですので、木質バイオマス、そもそもそういった有機質ですので、なかなかうまく結論が出せないという部分、曖昧な部分が大いにあるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。

○12番（古舘機智男君） はい。

○委員長（本田秀一君） 細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） 今副町長のほうから説明いただきましたが、それに関連して。

課長のほうがいいのか、ちょっと聞きたいのですが、1度テレビでやったことがあ

るのです。私も一般質問した経緯があるのです。岡山県の西栗倉村といったっけか、バイオマスと、それから集成材といいますかプレカット、住宅の需要、そういうさまざまな木材を向けると、そういう部分で地域興し、活性化をやっていると報道を見ましたが、さっき副町長の説明にもあったのですが、ヨーロッパのドイツが先進地で、森林マイスターだっけ、何かさまざま今のITを使って即時に情報、山を歩きながら需要に応じていくと、売っていくという報道もちよろっと見ましたが、国の動きというのはどういうふうになっているのか、そういう部分については情報のほうはどうか課長。これ副町長のほうがよろしいですか。地域興しの中で資源の有効活用ということになると、その点ちょっとお答えください。

○委員長（本田秀一君） 副町長。

○副町長（藤川敏彦君） 私も、国の動きはちょっと離れておりまして、最新の部分はご披露できないのでなんですけれども、いずれ今ドイツでは森林のマイスターというのがおりまして、非常に若いときから林業をずっと勉強して、そして林業の専門家として育てられて、地域の森林をマイスターが全部を管理すると、ある一定の地域を管理するよという制度でございます。その中で先進地ですので、非常にドイツというのはいろんな理論的に進んでいるところでして、そういった機器を使って森林を歩いて、そしてこの林がどのぐらいボリュームがあって、いつ伐採すればいいかというのは大体ソフト的なもの、コンピューターとかパソコンとか使って入れるような仕組みはつくっていると思います。県のほうでも今こういった大きなIT化の流れありますので、今まで本当に手作業でいろいろ木の材積とか簡易にはかれる方法というか、そういったのはいろいろ森林総合研究所のほうで研究したりして、そういったソフトを非常にたくさんといいますか、いろんなところから出ております。ただ、それをうまくまだ運用レベルで普及されていないというのが実情でないかというふうに思います。やはりどうしても金銭的に立木補償とか、そういった部分でかかわる部分ありますので、人海戦術ですので、今は県におきましても立木を算定するときには一人一人が一本一本材積と、あと高さをはかって、そしてボリュームを出しているという、まだ今そういった段階でございます。もう少し時間がたてば合理的な方法といいますか、それが出てくるというふうに考えております。

○委員長（本田秀一君） 細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） わかりました。

別な質問なのですが、最近私たちの地域でもそうなのですが、車で走っていると、何というのかな、あれチップ材というのですか、ある程度のメートルの長さ、丸太を切って、大型トラックで運んでいると。その搬出の部分について大型のバックホーで道路をつけるのです。山の勾配が急であれば急であるほど、肋骨みたいにすごい道路をつけるのです。あれを見ると山の崩落というか、崩壊というのだから、ああ

いうのを非常に懸念しています。前もしゃべったことあるのですが、その部分で何か工夫できないかと。民間の業者はなるべく低コストに抑えて利益、利潤を追求するものですから、粗利益をふやすというふうな方向で、より人件費をかけないで、機械化で搬出すると、その形がああいうふうな状況になるだろうなど、そう思っています。これらについて非常に残念だというか、今の現状見ますと根払いで全部切ってしまうと、あつという間に倒してしまって、すごい運搬車が、キャタピラーでどんな急勾配でも山の奥でも入っていけて、そういうものが作業道つけて、ウインチというか、ワイヤーで巻き上げて、沢からでも引っ張り上げていって、あつという間の仕事が効率的というか、後で残された山林の悲惨さというのを非常に憂えるのですが、そういう部分についてはさまざまな部分でいろいろ感想やら、また議論の場があったりして、さまざまないものかなと思って、それをまあ仕方がないということで容認というか、今の現状はそうかなということで流されているのか、その辺をちょっとどのように感じていらっしゃるのか。専門家ですかね、副町長。

○委員長（本田秀一君） 副町長。

○副町長（藤川敏彦君） 委員おっしゃることがやはり県民、町民の共通の意見だというふうに考えております。昔材木を伐採する上で、今みたいな大型の重機がありませんでしたので、馬で搬出したり、また集材機で張ったり、本当に林地を傷めないような方法でやってきたわけなのですけれども、何せ材価が、昭和55年、それが立木が一番高かった時代なのですけれども、今大体立木価格は当時の9分の1になっています。本当にお金にならないというのが今の実情です。当然少しでも安く、あと効率的に材を搬出するというのが林業の今の業者にとっては課題になるというふうなことでございます。今回の補正の中で機械を入れるというのも恐らくそういった意味だと、少しでも合理化して少しでも生産コストを安くするというのが実情でございます。勾配が急になればなるほど、集材機使っておりませんので、使えば物すごくお金がかかりますので、どうしても道路ですね、特に稲妻道路とよく言いますが、ジグザグに通っています。その後、雨降った後にごそっとそれが落ちてくるというふうな、非常に環境破壊というのも確かにございます。これはそういった機械化が始まってから、ずっとそれが大きな問題になっていまして、県のほうでもいろいろそういった問題が議会の場でも、特に宮古地区のほうから上げられたことがございます。実際そういった被害を受けたと、沿岸のほうに大きな立木が流れてきたとか、伐採した木が流れてきたということで漁場に被害を与えたとか、そういったことございました。

では、どうすればいいかという話なのですけれども、基本的に伐採届出制というのがございます。これは市町村の権限になっておりますけれども、市町村のほうに伐採する場合には伐採届が出てくると、その場合どのような伐採をしたらいいか、

そしてその後どのような復旧をすればいいかと、植えるとか広葉樹を育てるとか、そういったのを届ける制度がございます。その中で県のほうではしっかりパンフレット等ですがお渡しして、このような伐採をしては困りますよと、急勾配のところではこういった勾配つけないような切り方をしてくれとか、あと沢に木を投げないでくれ、ちゃんととめてくれとか、木を整えるような工事といえますか、処置をしてくれとか、いろんな条件といえますか、お願いをしながらやっているのが現状です。

あと、一番はやはり所有者の方々が、自分の山ですので、業者に頼むときはしっかりしたきれいな切り方をしてくれと、土地を荒らさないような切り方をしてくれというのが一番本来的な姿なのではないかなというふうに思います。自分の土地ですので、切れば残りますので、しばらくの間。しっかり皆さんに迷惑かけないような、きれいな作業をしてくれということをお願いするのが本当は一番の効果であり、また務めではないかというふうに考えているところでございます。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。

○11番（細谷地多門君） はい。

○委員長（本田秀一君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 関連してですけれども、今の太陽光発電で、この前私も一般質問しましたけれども、林地開発の折で、だんだん着工する段取りですぐ始まると思いますし、そういった中で売電量の何%かを基金化するというふうなことで、それも進んで決まると思いますので、そういった部分で基金化されたら、やっぱりそういうようなのを利用して、例えば今の太陽光発電をやっているところの原木を切った、一戸町なんかで原木として提供するだけではなくして、町として荒れた森林等も整備しながら、できれば間伐材とかそういったもの、ペレットにできるような工場でもあれば、そういったのを利用して、一般家庭であれ公共施設であれ、花卉ハウスとかそういったものの暖房に使える、二酸化酸素の削減になるかと思うのですけれども、再生可能エネルギー推進室ができましたから、そういったことも話し合われていると思いますけれども、やはりそういった夢のあるというか、温かみのあることにも取り組んでいければいいのかなと思いますけれども、副町長、いかがでしょう。

○委員長（本田秀一君） 副町長。

○副町長（藤川敏彦君） 今回太陽光、メガソーラーやるに当たりましては、法律の中で計画書を立てて、それを町で立てて、それに基づきやった場合には農林業の振興に役立てるための法律でございます。林地とか農地というのは、本来の産業に役立てるためなのですが、こういったご時世ですので、遊休農地、また山があるというふうなことで、それを活用するためにそういった施設を入れるということでございます。

す。当然そういったいろんな基金とか、町長がおっしゃったように農林業の振興、法律に基づきうまく使っていくことが使命ではないかというふうに考えております。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、7款商工費に入ります。質疑ありますか。
茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 一般質問でも軽米ブランド認証商品について質問しましたけれども、ここで関連でよろしいでしょうか。一応軽米ブランド認証商品は10業者、24品目あるということですが、そういった中で今産業開発でも取り組んでいるもの、また他団体でも取り組んでいるものがあるみたいですが、まずアマランサスドレッシングですが、ちょっと見直しを図るといような部分だったと思いますけれども、現在それをこれからどのように進めて開発して、販売できるようにしていくのか。

あとそれから、創年のたまり場で今レトルト食品ですか、そういったのも開発されて、試食みたいなことやられていると思いますけれども、円子地区だけみたいですが、前にも私ご提言申し上げましたけれども、そういうようなものは私たちが利用できるのであればいいのではないかなということで、将来的には例えばこういった軽米ブランド認証商品として販売できるようになればいいと思いますけれども、その辺がどのようになっているのか。産業開発の部分ですが、町長、もしわかれば。わからないかな。

○委員長（本田秀一君） 高田産業振興課長。

○産業振興課長（高田和己君） 茶屋委員の再質問のとき、お返事しましたけれども、今現在はアマランサスドレッシングはつくってないということだそうです。

2点目、円子地区の創年のたまり場推進協議会のほうの事業なのですが、ご存じのとおり雑穀がゆ、おかゆだそうです。パルシステムからの検討依頼がありまして、ケアサポート用として開発してはどうかということで、現在そのものにつきまして商品の提案なり、商品の開発の指導を受けて、継続してまず検討しているという状況だとお伺いしております。あと、今年度のところにつきましては先ほどお返事したことになります。

以上です。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。

茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） そうすれば、現在試食されているレトルト食品も、私も友達から譲り受けて食べてみましたけれども、すごくおいしいのもあったものですから、そういうふうなのでもっと大々的にできないものかなと思ったりもするのですけれど

ども、そういったのは商品化に向けてはやるのかどうか、わからないかな。

○委員長（本田秀一君） 高田産業振興課長。

○産業振興課長（高田和己君） 大変申しわけないのですが、レトルトの商品に関しましては私もあることは知っております。ただ、どういうふうにしたいかということにつきましては、大変申しわけありません、私把握していませんので。

○委員長（本田秀一君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） では、これから軽米ブランド認証商品として、まず24品目、第1回、第2回、第3回でそれが決まったみたいですがけれども、そういったものにやっぱり取り入れて販売できるような形で進めていただくようご要望申し上げます。終わります。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか、商工費。

○12番（古舘機智男君） 商工費は……

○委員長（本田秀一君） 再生可能エネルギーで。いいですか。

○12番（古舘機智男君） いや、資料を求めているので、その関係、再生。

○7番（茶屋 隆君） 進捗状況。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） けさ資料要求いただきました部分については今準備中でございますので、各課の分、全部まとめまして、きょう夕方提出ということに。

○12番（古舘機智男君） わかりました。

○委員長（本田秀一君） 商工費、終わってもいいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○12番（古舘機智男君） 終わるといふか、後で。

○委員長（本田秀一君） 総括で。

8款土木費に入ります。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 土木費の関連でお聞きしたいと思います。県の工事になると思う、国道にかかっている日ノ戸橋、あそこ国道だよ。今橋脚を改修しているのか、修理しているのですが、余り年数がたっていないなと思っているのですが、その状況は県のほうからどういう工事で何していたというのは聞いておりませんか。

○委員長（本田秀一君） 新井田地域整備課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） 大変申しわけございません。日ノ戸橋の橋脚の工事につきましては、ちょっと把握してございませんという状況でございます。

○委員長（本田秀一君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 例えば町内の国道に関するもの、橋脚に関するものというの

は、県の仕事ですから直接というか、利便には関係あるのですけれども、例えば連絡事項、報告事項とかという、そういうものには一切ないものですか。ただ窓口が違ったりするのか、システムとしてはそういうのがあるのかどうか、県の工事の関係では。

○委員長（本田秀一君） 新井田地域整備課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） ただいまの古館委員のご質問にお答えします。

当然町内の道路、国道もございましてし県道、町道、それでそういった国道の工事とか、あと河川、橋の工事とか、年に1回といいますか、管内の4市町村集まりまして、二戸土木センター主催で集まりまして、年間行事、軽米町であれば340号線、ここをやるよと、赤石峠のほうやるよとか、駒板のほうやるよとか、そういった年間の行事計画、それは資料として頂戴はいたしております。ただ、実際の現場での今どういうふうなことをやっているというところまではちょっと把握してございません。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） そんなに古い橋ではないのに、すごく大がかりな改修しているようで、何かあるのかなと思ってお聞きしましたけれども、多分ことしの日程の中は、全面的にあれば見落とすというか、特に気がつかなかったかもしれませんが、それを含めて直接県のほうから聞いてもいいのですけれども、町が情報持っている部分がありましたら確認していただきたいと。要望して終わります。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、9款消防費に入ります。消防費ありませんか。

古館委員。

○12番（古館機智男君） 常備消防の関係でお聞きしたいのですけれども、関連ですけれども、職員の人事異動とかなんかでの補正ですけれども、新しい本署が稼働して、広域の議員は中を見せてもらったりしました。落成のときは行きませんでしたけれども、今回管内分署のほうも先に新しい施設になって、いろんな意味で事故、火事があったときのシステムが、本署のほうで確認したり、何かすごく新しい形になったようですけれども、そういう新しい分署と本署のかかわりや出動の指揮とかなんかの関係での全体の常備消防のあり方がこれまでと変わってきたように思いますけれども、その辺の周知とか、あとは議会の中での状況を把握しておくということも必要でないかなと思うのですけれども、その辺について総務課のほうで例えば説明資料みたいな形で来ているものがあつたりしたら説明していただきたいのですけれど

ども。

○委員長（本田秀一君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 新しく消防本部ができて、情報集中管理をするということで進められております。ただ、私たちが当初聞いていた話と消防本部の実際の運用で若干ずれているところがありまして、当初は集中管理で、向こうに通報が行ったものを向こうで火災がありましたという放送をするはずだったのですが、それが現在は分署のほうから火災がありましたという放送になっていて、私たちとすれば本当は当初の説明のとおりにさせていただきたいということで話はしておりますが、人員の不足を実はこの間行ったときの消防本部の火災放送なのですが、そのために1人引き揚げたはずなのですが、その説明もなく、やっぱり体制ができないという話を今はされています。ただ、将来的には通報があったときに無線、システムを使うと機械音声でどこどこが火災ですよとかという放送にするようなシステムにしたいという話なのですけれども、ただいろいろ課題があると思うのです。実は消防団の方も何地割何番地が火事ですといってもどこかわからないような形が多分想定されるのかなと思っていて、やはり行政区のここが火事ですよというふうな形で放送すべきだろうし、そのところが、今消防本部が考えているのと市町村が思っていることがちょっと今かみ合っていない状況です。実際かみ合わない状況の中で進めているわけにもいかないので、だんだんに消防本部のほうとも懇談する機会はあって、持っているのですけれども、今のところはお互いに意見がかみ合わない状況のままできています。ただ、いずれ当初の予定では放送とかなんとかは本部やって、分署は空にしていけるという話だったのですが、やはり連絡がそういうふうな体制ですので、今のところは1人消防分署には残らなければならないという形になっています。いずれ分署が空になって、もし万が一また別な火災があったときは、消防本部のほうからあいているほうの常備消防のほうが出動するというような形はとっているということでは聞いています。

資料としてこうですよというのが実は最初の説明と違っているもので、そのままちょっと出せないのかなあと感じていました。

○委員長（本田秀一君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） さっきちょっとそういうシステムができて、本部が集中的にやれば人的体制も少なく済むという理由の中で、1人引き揚げられたという話もありますけれども、思っているような目的とするような体制ができないうちに、そういう分署の体制が弱くなれば、実際の今の常備消防は一番消火活動とかいろんな迅速にやる機動性も含めて、非常に大事な役割を持っているのが大きなマイナスになる部分も出てきかねない状況であると思いますし、そういう意味での支障を来さないようにというか、今までの基準配置というのが今の新しいシステムの中での基

準配置とは違ったかもしれませんが、国の基準から比べていつも基準の人員から少ない状況だったと思います。さらにそういうことになれば、今不審火が軽米でも時々出てきていたりしますし、そういう意味では引き揚げた1人を返してもらうことも簡単ではないかもしれませんが、万全の、後戻りできないいろんな事故が起きたりした場合は過重負担になったりする場合もあると思うので、それは広域の事務組合の議会の問題でもあるかもしれませんが、やっぱり軽米町の問題だと思いますので、その辺を管理者会議の中でもぜひ分署体制、各自治体の体制が弱体化しないようにという形に努めてほしいということを要望しておきたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 今のに関連ですけれども、この前新聞に載っていましたが、火葬場のあたりがちょこっと焦げたとか何とかというので、恐らくあのときは大きなサイレンが鳴らなかったと思うので、放送もなかったと思うので、私は現実としてちょっと昼間休みだったものですから、知らないでいて、夜になってから聞いてびっくりしましたけれども、次の日行って見たらちょっと焦げていたので、恐らく消防自動車が行って、行って見た人たちはわかったみたいですが、うちのほうでは鳴らないから全然知らないでいましたけれども、もしかすれば不審火なのかという、新聞には原因は調査中ということだったので、そういった部分はどのように、あれはやっぱり春先にあったようなあれをイメージしているような感じがしていたのですけれども、その辺はまず……あれでないからわからないと思うのですが、どういうふうに捉えています。

○委員長（本田秀一君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 公式には原因は調査中としか私も言えないのですけれども、理由として、消防の軽米分署の職員の方々だけで対応できるような場合にはあえて大きいほうのサイレンは鳴らさない、あれを鳴らすことによって消防団の出動要請にもなりますので、そこが不要なものについては鳴らさないで運用していただいているようでございます。

○委員長（本田秀一君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 要は火事の現場の個人名は出しませんよね。できれば私とすれば、そういったわかりやすくするためにも必要なものではないかなと思うのだけれども、行政区だけでも、何々地区と言えばみんな間違っただけであっちこっち行ったような経緯もありますし、そこら辺はこれからお話し合いがあるということですので、どういうふうにするのか、決まりとかがちゃんとあるのかどうかわかりませんが、そこら辺もうちょっとわかりやすく、消防団員の方でも何々地区といってもどこの位置ということもわからないまま出動している部分もあるとお聞きしていますけれ

ども、そこら辺も考えていければいいのかなと思うのですけれども。

○委員長（本田秀一君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 火災現場のお宅の名前の話は、確かに以前もあったと思うのですけれども、消防の打ち合わせといたしますか、そういうふうな中でやっぱり個人名を出すのはまずいだろうということで、個人のお宅の名前は放送しないというふうに聞いております。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。

大村委員。

○8番（大村 税君） 二戸広域組合負担金の補助の補正ですが、これが単純に言って本署新築した分の負担金と捉えてよろしいですか。

○委員長（本田秀一君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 本署の負担金148万7,000円、常備消防の部分でございます。そのうち117万円ぐらいが人件費の補正です。広域本部の敷地の負担金の補正は31万円でございます。

○委員長（本田秀一君） 大村委員。

○8番（大村 税君） 単純に負担金のことですけれども、本来であれば本署が二戸市に建てれば二戸市が負担するべきが当然だろうなと私は思うのですけれども、また先ほど課長がご説明になったように、情報システムを変えるための道具を持っているのが変えられないで現状のままだということになると、そういったところの協議、各広域組合で議論がなかったのか、町長にお伺いしたいのですが。

○委員長（本田秀一君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 私の説明の仕方が曖昧だったのかなと思います。二戸市の消防本部と、それから二戸消防署と2つ、一緒の建物の中に入っています。その建物について55%は二戸消防署、45%が広域消防の本部ということで、関係4市町村の常備消防の部分の事務であったり、それこそ司令統制をやったりというふうなのをやる部分が45%です。それで、今二戸市がその消防の建物を建てるときに、二戸消防署の部分が55%、本部の分は45%の負担割合にしましょうというのは、広域の首長たちの集まりの中で決められたことであります。これまで二戸市の本部については、二戸市の古いほうの消防署のところに間借りをさせていただいているような形で入っていて、その部分については本部の借地料のほうの負担金は二戸市が持ってくれていたわけなのですけれども、新しいところに移るに当たって、4市町村の分の本部なので、その部分については何とか借地料をそれぞれの市町村、負担割合があるのですけれども、その負担割合で負担していただけないかという協議、要望というのですか、二戸市からすれば要望なのですが、そういうふうな話があって、関係首長たち、議会の中でも話し合われたと思うのですけれども、二戸広

域議会の中で話し合われて、そこの部分については応分の負担をするのが普通だろうということで了解されて、5カ月分ですけれども、今回補正予算を組ませていただいたところでございます。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。

大村委員。

○8番（大村 税君） そうすれば、これから当然この負担金は今までよりは負担していかなければならないというふうなことです。その部分だけを補正で組んでほしいというふうなあれですね。わかりました。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） ちょっと確認ですけれども、先ほどの総務課長のお話の中で放送のことだと思うのですけれども、本部のほうでやる予定だったけれども、今はまだ分署のほうでやっているということですよ。何か最近放送の内容聞いていると、原稿が、二戸地区という言葉が出てきて、確かに二戸地区で火災が発生しているというのは新聞でやっていたのだけれども、だからもしかすれば本来ならば本部で放送しようとしている原稿を軽米の文書で読んで放送しているというふうに捉えていいのかなということではないですか。何かそういうふうに……

○総務課長（日山 充君） 原稿自体はこちらで多分つくっているものだと思うのですが、いずれこの間の茶屋委員からの話もあった火事もありますし、二戸管内で結構火災がこのごろ多いので、注意喚起のために、二戸地区では今火災が多いのでという注意喚起の言葉として使っているのだと思います。別に本部からの指示があるのかどうかわかりませんが、いずれそういうようなことですので。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） あともう一つ、先ほど茶屋委員からも話がありましたけれども、火事の際に放送しているときに個人名出せないのかという。前に聞いたときは個人情報どうのこうのという話もあったりしていたと思うのですけれども、新聞報道等見れば翌日必ずどここの家が火災になったと報道されていますので、個人情報というのは当てはまらないのかなと思います。それで、その辺をどこでどういうふうに決めるかと、何かさっきの話では団長会議でそういうのを打ち合わせしたのかなというふうにちょっと聞いたりしたのですけれども、以前は個人名を出したときもあったと思いますけれども、我々も受ける側とすればどここの地区と言われてもどこなのかなというふうなので対応の仕方もあるので、その辺は再度どういうやり方がいいのか検討いただければなというふうに要望して終わります。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 10款教育費に入ります。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 関連にもなりますけれども、町長が政務報告の中で学校関係について、いじめ対策について各学校で昨年定めたいじめ防止基本方針の見直しを行い、職員間でいじめに対する共通認識を持つ取り組みを進め、いじめの早期発見と組織的な対応を図り、安全、安心な学校運営に取り組んでいくという報告がありました。9月議会のときでしたか、県下でも矢巾町の事件以来の見直しということがあって、その後でも再調査をしていると、軽米町の場合はそういうのではないという報告を受けたように記憶しています。ただ、矢巾町の問題についても実態の把握についてはいろいろまだ調査結果もきちんと決まっていけないという形で、なかなか難しい調査だと思います。それで、今行っているいじめ防止基本方針の見直しというのはどういう観点とか、どういうところの目的とか主眼に置いた見直しをしているのか、いつまでに見直ししようとしているのかお聞きしたいと思えますけれども。

○委員長（本田秀一君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 久君） 軽米町でその方針を決めたのが昨年7月ごろでしたっけ。その後矢巾町の事件が起きました。矢巾町の事件を受けて、国、県の流れとしては軽微ないじめに対しても敏感に反応して、学校全体で対応しようというような方針が出てまいりました。そのようなことについて、矢巾町の事件の前につくったわけですから、当然見直しというのはして、学校全体で先生方一体となって対応しようということを確認しようということ、見直しをお願いしているということでございます。各学校からは見直し後の方針が出されてきております。以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 前から取り上げていることですが、どこに起きてもしじめの問題というのはおかしくないというのが普通みんなの認識だと思いますし、軽米町でもいじめの問題が発生してもおかしくないと考えますし、今までよりはずっときめ細かくというかな、軽微のことというか、いろんなきめ細かな対応とか情報を得るというか、そういう形になっていて、見直しの対象ではなかったかと今感じているところですが、いじめの方針がそうすると見直しが完了したということではよろしいのでしょうか。新しい方針ができていますのかどうかというのを伺いたしたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午後 2時08分 休憩

午後 2時08分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

菅波教育長。

○教育長（菅波俊美君） 私から若干補足を申し上げます。

県の再調査がございました。それに伴って、各学校で策定していただいております。いじめ防止基本方針なのですが、全部見直しをいたしました。次長も申し上げましたが、若干つけ足しますと、矢巾町の一番の反省点というのがいじめの捉え方が本当に敏感なものであったかどうかということです。いじめを感じたときに、それ以降複数の先生方で情報共有をしたかと、さらに組織として対応していたか、そこが一番の反省点でございました。その部分がどうなのかというのが1つです。

もう一つは、各学校でアンケートを行うとか調査を行う、あるいは相談を行うと、書いていただいているのですが、より具体的に項目を精査してほしいと、つまり内容と時期をその方針の中に出してほしいと、その大きな2つを中心をお願いしました。全部の学校ともそれを盛り込んだ基本方針を今出していただいております。全部教育委員会の手元でございますということでございます。

○委員長（本田秀一君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） そうすると、そういう見直した中身で調査というか、再調査というのは改めてするというわけではなくて、改めてやろうとしているのか、それともそういう基準でこれからやっていこうということなのか、その辺についてお聞きしたい。

○委員長（本田秀一君） 菅波教育長。

○教育長（菅波俊美君） 各学校でつくっていただいた方針に基づいて、もう一回調査というのではございません。ただ、そういった考え方を持って、これからはいじめ防止に向かっていただくと、あるいはいじめのカウントも同じような考えでやっていただくという形になりますから、今年度実際あるわけでありまして。複数ありますが、全部重大なものではございませんが、そういったものもそういった基準をもとにした件数という押さえ方で進めております。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。

○12番（古館機智男君） わかりました、はい。

○委員長（本田秀一君） ほかに教育費ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、ここで10分間休憩したいと思います。前の時計で2時20分まで休憩いたします。

午後 2時11分 休憩

—————
午後 2時20分 再開

○委員長（本田秀一君） 休憩前に引き続きまして審査に入ります。

◎議案第6号の審査

○委員長（本田秀一君） 議案第6号に入ります。平成27年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

進め方でございますが、歳入歳出全般の説明を受けまして、それで歳入全般、歳出全般について質疑をしたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 新井田地域整備課長。

〔「説明はいいや」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 説明はいいですか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 議案第6号を終わります。

◎議案第7号の審査

○委員長（本田秀一君） 議案第7号に入ります。平成27年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

質疑に入ります。質疑ありますか、歳入歳出。

〔「なし」と言う者あり〕

◎議案第8号の審査

○委員長（本田秀一君） 議案第8号 平成27年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出全般の質疑ありますか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

◎議案第9号の審査

○委員長（本田秀一君） 議案第9号 平成27年度軽米町水道事業会計補正予算（第1号）。

歳入歳出全般、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

◎総括質疑

○委員長（本田秀一君） それでは、最後に総括的質疑に入りたいと思いますが……

○町長（山本賢一君） 先ほどの北部環境組合、決算書の途中経過と申しますか、その写しを皆さんにお配りするというようなことでございましたけれども、まだ議会提出

前でございますが、大変申しわけありませんが、それに関しまして環境組合議会終了後、お示し申し上げたいと思っております。

今現在、口頭ではございますが、平成26年度、平成27年度、新規の持ち出しはございません。最終的には100万円余りと申しますか、出る予定ではございません。

以上、よろしく申し上げます。

○委員長（本田秀一君） では、全体的な総括質疑……

○12番（古舘機智男君） 委員長に冒頭をお願いした教育委員会の評価報告書の説明を。

○委員長（本田秀一君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 久君） それでは、平成26年度の教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書についてご説明します。

1ページ目を開いていただきたいと思っております。はじめにというところなのですが、上から8行目あたりなのですが、この報告書は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、平成26年度に執行した事業について教育委員会で点検、評価を行い、客観性を確保するために学識経験者の意見を付して報告するものでございます。

ことは10月20日から3回にわたって会議を開いていただきました。評価の学識経験者につきましては、5ページの次のページ、下又善作さん、清藤芳太郎さん、大崎幸男さん、このお三方に評価をお願いいたしました。

1ページにお戻りいただきたいと思っております。第2といたしまして、教育委員会議の開催状況でございますけれども、平成26年度は定例会12回、臨時会1回、合わせて13回の会議を開いております。

次のページをお願いします。3番、審議の状況でございますが、人事案件2件、ほかここに挙げてあるとおりでございます。

委員会以外の活動状況、4番でございますが、学校訪問など会議以外の出席を行っております。

5番の平成26年度の事業の点検、評価の概要でございますけれども、先ほどの名簿の次のページから主要事業の概要ということで、生涯学習の推進、学校教育の充実、魅力ある社会教育の推進、生涯スポーツの振興、多様で個性ある文化の創造、教育振興運動の推進という分類ごとに、平成26年度の事業を羅列してございます。詳しくはごらんいただきたいと思っております。

3ページにお戻りいただきたいと思っております。6番、教育に関する有識者の意見ということで、多方面にわたる教育関係のうち、重点的に6つに分類された事業の概要について点検、評価をいたしました。

(2)、主要事業に対する意見でございますが、①の生涯学習の推進につつま

ては、下段のほうなのですけれども、今後さらに高齢化、少子化が予想されることから、事業の内容を工夫し、広く住民が参加しやすい環境づくりと推進体制の整備に努めていただきたい、こういう意見をいただいております。

②の学校教育の推進につきましては、統合により4月から小学校3校、中学校1校の体制になったわけですけれども、特に問題なく1年が経過したものだと思います。統合した小軽米小学校、軽米中学校においては、学区が広範囲になったことから遠距離通学の配慮や地域に開かれた学校運営などに努めていただきたいと。

あとは、いじめ問題につきましては下のほうですけれども、平成26年度のいじめ件数は27件報告されており、重大な事案とはならず、全て解決しているが、早期の発見と組織的な取り組みを望むという意見をいただいております。

次のページをお開きいただいて、③番の魅力ある社会教育の推進についてですが、4行目あたりからなのですけれども、寿大学を初め事業内容がマンネリ化しないように工夫を凝らしながら多彩な事業展開を期待する。あと、その下なのですが、住民の参画による協働の取り組みとして、共食事業とか夢灯り事業について評価ができる活動と思われるということでございます。あとは、町立図書館につきましては一番下の欄なのですけれども、引き続き住民のニーズに沿って親しみやすい運営を行い、一層の利用拡大に努めていただきたいと、こういう意見でございます。

④、生涯スポーツの振興についてでございます。3行目あたりなのですが、町民体育祭を初め各種大会などは参加チーム、参加者数の減少が目立つため、住民の意見を聞きながら、開催時期、競技種目などを工夫しながらスポーツの振興に努めていただきたい。あと、後半のほうなのですが、施設整備についてなのですけれども、ハートフル球場等は整備が進んだわけですが、体育施設の中核となる町民体育館の老朽化が懸念されることから、計画的な整備を期待するというご意見をいただいております。そのほか、いわて国体の開催について準備をしてほしいということでございます。

それから、⑤の多様で個性ある文化の創造につきましては、4行目あたりなのですが、町道用地や太陽光施設用地の発掘、千本松遺跡の環状列石など堅実な調査、発掘及び記録が行われているという評価をいただきました。郷土芸能の継承につきましては、少子高齢化等により後継者不足が懸念されるが、郷土芸能保存会への支援など地域に根差した文化活動の活性化に努めていただきたいということでございます。

⑥の教育振興運動の推進なのですけれども、4行目あたりからなのですが、学校統合が行われたことから、実践区の見直しなど地域の実情に合った運動の展開を期待する。あと、その下の段なのですが、子供や保護者がゲーム、携帯等への接し方を考える機会となるノーメディアの日などの取り組みを家庭や地域社会全体で強化

すべきと思われると、こういったご意見をいただいております。

私からは以上となります。

○委員長（本田秀一君） 以上で報告を終わりましたが、質疑とかよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ただいま地域整備課長より費用と場所の件について説明したいということですので、これを先に説明させたいと思います。

新井田地域整備課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） 先ほど一般会計の土木費の中で、日ノ戸橋の工事の関係です。先ほど土木センターのほうに確認をしましたところ、国道は沿岸を結ぶ非常に重要な道路だよということで、耐震補強工事をやっているということで、優先順位に沿って進めているということでございます。あと、増子内橋もあわせて耐震工事をやるということでございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 県から聞けばいいのですけれども、耐震補強というのは、日ノ戸橋の建設年度覚えていませんけれども、建設年度以降に耐震、例えば震災関連で使用頻度が高くなるという形で、そのために要求されていた耐震強度の基準が変わったからということなのか、それとも調査によって耐震能力が低下しているからということなのか、その辺の理由は聞いていませんか。

○委員長（本田秀一君） 新井田地域整備課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） 大変申しわけありません。先ほどの休憩時間でばたばたと、ちらっと聞いていたものですから、その辺の建設年度からいった、通常の劣化での耐震補強なのか、そういった制度そのものが変わってのそれに対応する補強なのか、そこのところはちょっと今わかりかねます。

○12番（古舘機智男君） ああ、いいです。

○委員長（本田秀一君） 個別質疑が終わりましたが、総括、議案9件について質疑に入りたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 質疑ありませんか。

○7番（茶屋 隆君） 関連していいですか。

○委員長（本田秀一君） はい、全体的な。

○7番（茶屋 隆君） 毎年11月に地域懇談会を行っていたと思いましたが、いろいろあってできなかったのか、予定としてはいつごろを予定しているのか。

○委員長（本田秀一君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 町民に対する広聴広報活動でございます。ことし百人委員会

を設置したことに伴い、広聴広報活動のあり方を見直しする必要があるのではないかということで検討しております。それで、実際のところ現有の職員体制で百人委員会プラス地域懇談会までのパターンというのは、ちょっと開催は難しいなというふうに考えてございます。百人委員会では軽米町の特定の課題について話し合っただくということで、地域的な課題が多分あるかと思えます。実際地域懇談会に行くと、それぞれの地域のここの道路が壊れているとか、そういうふうな要望とかの話が多かったふうに記憶をしておるのですけれども、いずれその要望については毎年4月に行政連絡区長会議を開いていますけれども、その前に大概の行政区では部落総会といいますか、総会を開催していると思うのですけれども、その席上で地域の課題、要望を区長から聞き取りいただいて、行政連絡区長会議のときにその話を提出していただく方式をとりたいなと思っております。

あと、区長を通じてお話しできない方のために、出張所と本所、図書館等に意見箱を設置させていただいて、それで町民の方の意見を聞いていければいいのかなというふうに考えております。

○委員長（本田秀一君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 百人委員会は5部会ですね。それは今までに何回。ちょっと申しわけありません、大変認識不足で。

○委員長（本田秀一君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） これまで5部会、各1回開催しております。それとあと、この間一般質問のときに7番議員からもお話がなって、1月に2回目をそれぞれの部会で開催したいと思っておりました。

○委員長（本田秀一君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 今までの地域懇談会も、そういった百人委員会の部分が出てきたからということで、今まで1回開いて、1月で1回開いてということで、十分なようなやり方でやると思うのですけれども、どうなのでしょうかね。

○委員長（本田秀一君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 地域懇談会については、開催場所とか開催回数とか、それぞれやり方を変えてやってきたわけなのですけれども、出席者の方の偏りと出席人数を確保できないということがどうしても打ち破れませんでした。それで、その場に来てお話をいただいている方のご意見は、それは大変参考にさせていただけたところではあるのですけれども、どうしても特定の課題とかなんとかに踏み込んだ意見というのは、その場ではちょっと議論できる話ではございませんでしたし、地域の皆様の要望を満遍なく聞くというのであれば出席率がどうしても課題になるということがございました。

それで、今検討しているのが、行政連絡区長たちは総会なりなんんりの席上でど

ういうふうな話がある、例えばこれから文書を出そうと思っけていますけれども、地域の要望として役場から聞いてみたいのが何かないかというふうなのを聞いていただければ、今まで以上に地域の課題なり要望を吸い上げられるのかなというふうに考えて、今回そういうふうなスタイルをとらせていただきました。実際10月、11月のあたり、スケジュール的にも開催できなかつたというのもありますけれども、この際広聴広報活動の見直しという中で、これではどうだろうかというふうなことで今は進めております。

○委員長（本田秀一君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 地域懇談会を見直すということで、まず非常にいい、そのかわりとしては百人委員会ということで5部会ということですが、一応私メンバーの名簿持っていることで、資料出してくださいということでしたけれども、そうすれば百人委員会の各部会が重要な役割というのを占めると思いますが、それなりの方たちが選ばれると思いがたけれども、よろしいです。

あとは、別のことで、再生可能エネルギー推進協議会のメンバー、再募集されていましたが、それは欠員したからなのか、ではなくて何か新しいことに取り組むのか、その辺はどのようになっているのか。

○委員長（本田秀一君） 平再生可能エネルギー推進室長。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） ただいまの茶屋委員の質問でございますけれども、再生可能エネルギー推進協議会につきましては現在メンバーを募集しているわけでございますけれども、まず任期につきましては1年でございます。それで、新たな委員ということで、現在ご存じかと思いがたますが、広報お知らせ版等を通じまして一般公募をさせていただいております、公募のほうは11日まで実施したわけでございますけれども、12人の募集をいただいております。委員のほう、人数がございまして、一般公募につきましては今後抽せんにより決定させていただきたいと思っております。

それから、資料要求ということでもいただいておりますけれども、町内関係団体でございますけれども、関係団体からの推薦の依頼を、ただいまそちらのほうも出してございまして、今度15日までを期限としてお願いしておりますので、資料要求でございますけれども、何らかの形で委員の方々、決定した上で皆さんにお知らせしたいと思っております。

○委員長（本田秀一君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） そうすれば、今任期が1年ということですが、その方たちに再度お願いしてやるのかなと思っていたらそうではなくして、募集し直してやるということですね。

○委員長（本田秀一君） 平再生可能エネルギー推進室長。

- 再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 今お話しいただきましたように委員の任期は1年でございますので、新たに募集ということでお願いするところです。
- 委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。
大村委員。
- 8番（大村 税君） 総務費の関連でお聞かせ願いたいと思いますが、ことし八盛号が運行されて2年余りになるわけでございますが、その中でいろいろと町民の利用者の方からの要望、声を吸い上げて、都度都度整備をしてきたなど、そのように思っておりますが、そのような中で現状をどのように把握されているかお聞かせ願いたいと思います。
- 委員長（本田秀一君） 日山総務課長。
- 総務課長（日山 充君） 申しわけございませんが、現在その情報を持ち合わせておりませんので、後で調べてお知らせしたいと思います。今回の議案の中に八盛号の関係というか、公共交通の関係の事項がございましたので、大変申しわけございません。この場に資料を持ち合わせておりません。
以上です。
- 委員長（本田秀一君） 大村委員。
- 8番（大村 税君） 突然の質問なので、当然だと思えますけれども、でもやはり日常町民のサービスを向上させるためには、その都度都度と言わずに、四半期に1回ぐらいはその現状を把握するために行ってもいいのではないかなど、このように思っております。また、現状はまだ把握していないということでございますが、ならば例えば要望に応じて、バスの停留所、待合室をただの屋根からサッシを入れるようになりまし、あるいは駐車場も一画をお借りしてやっているし、またトイレもそれなりにやっていますよね。その管理はどこでやるのですか、どのような管理の仕方をやっているか、説明をお願いします。
- 委員長（本田秀一君） 日山総務課長。
- 総務課長（日山 充君） 駐車場の管理につきましては総務課で時間を見て、草刈り等の管理をしております。あと、待合所とトイレにつきましては、あそこの地主様から協力いただいて管理していただいているということでございます。
- 委員長（本田秀一君） 大村委員。
- 8番（大村 税君） お借りしている地主の方に待合室あるいはトイレ等は管理をお願いしているという、その管理の状況はどうなっていますか。例えば委託料を払っているのか、それともなしで管理されているのかお尋ねいたします。
- 委員長（本田秀一君） 日山総務課長。
- 総務課長（日山 充君） 先ほども申したように手元に資料がないので、詳しい金額までは覚えておりませんが、謝礼という形でお支払いしているというふうに思

っております。

○委員長（本田秀一君） 大村委員。

○8番（大村 税君） どのくらいの金額で契約されているのかは私も把握しておりませんが、地主の方から今の状況ではトイレの掃除とかそういうのが非常に苦勞するということで、見直してほしいということを当局にお話ししてほしいというように声を聞いて、今お話ししたところです。というのは、あそこは待合室のトイレということなの、いつの間にか公衆トイレに使われて、非常に汚くしてしょっちゅう掃除しなければならないと、そのことを把握してそういう対応をやってほしいという要望がございましたので、あえてここで話し申し上げたのですが、そのような考えをお持ちになって対応してほしいなど、このように思いますので。

○委員長（本田秀一君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） ただいまそのお話については初めてお聞きしましたので、いづれそのように現状のほうを確認しながら、余り地主に負担をかけないような形で検討させていただきたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 大村委員。

○8番（大村 税君） ありがとうございます。まず小まめに、先ほど言った四半期ぐらいにはやはり現状を担当課が行って、改善すべきは改善するというような、あるいは地主の方の悩んでいることを聞き取って親切さをもって、やっぱり町政をいい方向に持っていくべきだなと、このように思っておりますので、よろしくどうぞお願いします。

それから、もう一点。

○委員長（本田秀一君） 大村委員。

○8番（大村 税君） これもかねがね、いろいろと4年前ですか、一般質問をさせていただいたときにも、軽米の町の中の文化財、あるいは観光地、あるいは運動場等の案内板が非常に少な過ぎるというふうな町民の方、あるいは外部の方がお話しして、前向きに検討するというお答えを私はいただきました。その後何ら変わっていないと、進展も見られないと、古くなって見にくくなっていると。何か理由があってそのようなことに取り組まないのか。私が一般質問した後にも同僚の議員も案内の標識、案内板等が不足して、もっと充実するべきだと、例えば災害の案内板とかというものもないというのが一向にして見えてこないのですが、やらなくてもいいと思っているのか、前向きに検討するというのはまだ検討段階なのか、お聞かせ願いたい。

○委員長（本田秀一君） どなたか……休憩します。

午後 2時48分 休憩

午後 2時48分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

山本町長。

○町長（山本賢一君） 一部と申しますか、やるところはやっておるのですが、ただ皆さん不足しているというふうな認識とこちらの認識にちょっとずれがあると思いますので、もし何であれば具体的にいろいろ提案していただきながら、我々も1回再チェックはいたしますけれども、そういうことで相互通行で、ぜひそこら辺認識のほう、共通認識を持っていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたしたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 大村委員。

○8番（大村 税君） 前向きに検討というのは何回も聞いていますが、本当は検討ではなく実施する方向でいってほしいと。

なぜ今私は質問させていただいているかと、来年国体がありますよね。ここの野球場も会場ですね。そのときにいろんなところの選手が来ますし、また外部からの応援団も来るし、また町の人も行くときにどこに行けばいいかというのが、いろいろと標識等がなければ。今岩手県に国体を成功させましょうと、県民総ぐるみでやりましょうというような方向にあるときに、まだそういったのが見えてこないというのはいかがなものかなということでお話し申し上げましたし、また国体を盛り上げるための県との協議で、予算等も幾らかはソフトであれば可能かなと、そのようなことで前向きに、もっと本気になって、これは国体過ぎてしまえばもう県のほうの手も差し伸べないことになると思いますので、今がチャンスだと思いますので、しっかりとやってもらいたいという思いで発言させていただきましたので、よろしくどうぞ。

○委員長（本田秀一君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 関連してですけれども、ハートフルスポーツランド、総合運動公園と総合運動場、そのまま2本立てで行くのか、別に気にしなければ気にならないかもしれませんが、私とすればすごく気になるのですけれども、その辺はどのようにされるのか、検討すべきだと思いますけれども、何かコメント。

○委員長（本田秀一君） 山本町長。

○町長（山本賢一君） そこら辺も含めて検討します。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 総括ということで、今回の委員会の中で答弁漏れがまだ残っている部分あるかと思いますが、前回の9月の議会の際の特別委員会での答弁漏れもあったので、ちょっと今思い出したので、全部ではないですけれども。とい

うのは、これから雪が降ると思いますけれども、そのときに企画費の中で小型除雪機を購入したということで、二百何万円で購入したということで、それが住民に対しての貸し出しなのかどうかというふうなのをちょっと私お聞きしていたのですけれども、その後そのときには答弁がなかったのですけれども。もしそういうものに使われるのかどうか、町民の人たちが使ってもいいのであれば、そういう貸し出し規定があるのかというふうな質問をしていたと思うのですけれども、そういうのがあるのか、でなくただあのときに企画費で買ったけれども、地域整備課のほうで使用するためのものなのか、そこら辺をちょっと確認させていただきたいと。

もう一つは、臨時職員とか嘱託職員等における賃金の額の改正、ずっと全然改正されていないというふうなことで、やはり最低賃金等も年々上がっていることですから、上げることも検討したほうがいいのではないかというふうなことで要望したところ、町長は前向きに検討させていただくというふうな答弁されていましたがけれども、ちょうど今当初予算の編成の時期でありますので、その辺のところ各課に指示されているのかどうかを確認したいというふうに思います。

あと、今回の委員会の中で答弁漏れ1つ。先ほど暴力団排除条例の中の青少年の定義、18歳未満が果たしてそのとおりなのか、もう一回確認させていただきたい。

3点お願いしたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 一番初めに除雪機のお話でございます。除雪機に関しましては一般貸し出しをするのかということでございますけれども、今のところは1台は晴山保育園が園庭内に思うような除雪ができないということで、晴山保育園に1台配置してほしいというふうな話を受けております。もう1台につきましては、役場の庁舎周りの管理用に使わせていただきたいなというふうに考えております。

それから、臨時職員の賃金の関係でございますが、今の最低賃金には触れてはおりません。その辺の確認はやっておるのですけれども、実は来年度1つ大きな問題がありまして、今まで緊急雇用で臨時職員の方をたくさんお願いしてきていたのですが、来年度から緊急雇用の制度がなくなります。軽米町は使えなくなります。今お願いしている方々、大体五、六千万円分ぐらいのお金になるのですけれども、その分の財源が来なくなるわけなので、臨時の方のどの部分を残して、どの部分を切らなければならないというような形の調整はしなければならないのかなと思っています。財政面の話だけではなくて、実際に働いていただいている方の雇用改善の部分もあろうかと思っておりますので、ただその調整については総務課で後で賃金の部分については見直しということも予算の段階ではできませんので、必要な人数をまず、とりあえず何人必要なのかというところの部分の予算要求はいただいて、その中で後で査定の中でその辺はさせていただくことになろうかなと思っています。

○委員長（本田秀一君） 暴力団排除条例について。

○町民生活課長（中野武美君） 暴力団排除条例の中の青少年という関係なのですけれども、ほとんどの市町村が青少年ということで18歳未満という形でやっております。また、岩手県の暴力団排除条例の中にも青少年という形で、それに準じて軽米町のほうでも制定しているものでございます。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 岩手県の条例も青少年は18歳未満と定義しているということですね。ほかでもやっているというのであれば、それはそれでもいいけれども、ただ一般常識的に果たしてどうなのかなというふうに私はただ思ったので、ちょっとお話しさせていただきました。

もう一つ、除雪機器の部分についてはわかりましたけれども、ただそれはそれでいいかと思うのですけれども、今後の予算執行の考え方として、果たして目的外予算執行ではないのかなという気がしないでもない。企画費というのは、多分あれは地域活動何とかの補助金の関係のところの範囲の中での科目かなというふうに考えるわけですが、買ってしまってから後で使い道を考えるというふうなのは、ちょっと予算執行としては順序は逆なのかなというふうに考えますので、今後議会選出の監査委員もおりますので、その辺もチェックしていただきながらやっていただければと思いますので、ただ要望して終わります。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑漏れとかはありませんか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 茶屋委員の質問がありました。百人委員会の委員の名簿の提出を求めているような発言だったのですが、答えが余りさわやかでない。出さないのであれば出さない、出すのであれば出してもらったほうがいいのかと思いますので。

○委員長（本田秀一君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 資料要求がございました百人委員会の部分と総合戦略の策定委員会の委員の名簿については準備しております。ただ、実は前回の資料要求、提出の際に余りにも急いだがために関係機関の方に迷惑をかけた部分もございまして、以前のようにすぐばっと出すというふうなことは、申しわけございませんが、できないということでございます。資料要求いただいた部分については、なるだけ早目にしていただければそれなりにお出しできるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。ほかにありませんか。

大村委員。

○8番（大村 税君） 1点お願いしたいと、要望でございますけれども、これから冬期

間に入るわけですが、8年ぐらい前に、地域公民館に行く道路と、駐車場は除雪していただいていたところですが、ここに来て一旦業者にお願いしても行政のほうからそういう指示がないというので、大変区長さん方がコミュニティー活動で苦勞されている、何とかならないのかなというようなお話もいただきまして、請負路線の業者に、路線が確保したならばそういう行事がこのようになったときをお願いしたいというようなことで、1回ぐらいは押してほしいなど、そういう除雪計画に組み入れてほしいものだなと、そのことを要望してほしいということでしたので、ひとつ考えてもらいたいと思いますが。地域整備課なり、町長のお考えでもいいです。

○委員長（本田秀一君） 山本町長。

○町長（山本賢一君） いずれにしましても、いろんな行事が行われるわけですので、そういった行事に限り、そういうことをしてほしいというようなことであれば、それは要項に盛り込みながら検討してみたいと思っています。

○8番（大村 税君） ありがとうございます。よろしくどうぞ。

○委員長（本田秀一君） あとはよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これからまとめに入ります……

○12番（古舘機智男君） あした出るという資料……

○7番（茶屋 隆君） 資料を出して……

○委員長（本田秀一君） 資料は間に合わないと思って……

○7番（茶屋 隆君） 資料が出たら関連でまた……

○12番（古舘機智男君） 再エネの室長があした出しますというの……

○11番（細谷地多門君） あした……議案の審議は終わったでしょう。

○12番（古舘機智男君） いや、終わっていない。

○委員長（本田秀一君） 資料もありましたけれども、資料の説明がまだですので。

○11番（細谷地多門君） ちょっと休憩してよ。

○12番（古舘機智男君） 百人委員会もあしたの朝……

○委員長（本田秀一君） きょうはこれで休会として、あした10時から……

○11番（細谷地多門君） そんな曖昧な話をしないでさ。

○12番（古舘機智男君） いや、曖昧でない。あした……

○委員長（本田秀一君） 資料が5時過ぎないと出ないみたいな話ですので。

○11番（細谷地多門君） あした、その資料もらって、それまた審議するということか。

○6番（舘坂久人君） まとめはまとめでやって、資料は資料であしたやればどうですか。

○委員長（本田秀一君） いや、その資料の中身も入るから。だめです。

◎散会の宣告

○委員長（本田秀一君） 本日はこれで散会いたします。

明日、10時この場で開きます。

（午後 3時03分）